

令和8年度 税制改正について

中国税理士会広島東支部

研修資料

令和8年6月

広島東税務署

所得税関係

令和 8 年度税制改正の概要 (所得税・消費税関係)

令和7・8年度改正における基礎控除等の見直しについて

■ 物価上昇局面における税負担の調整・中低所得者への対応

：控除の額が定額であることにより実質的な税負担が増加するという課題、及び物価上昇のなかで足元厳しい状況にある中低所得者への対応。

- 消費者物価指数の動向を踏まえた基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の引上げ<⑦・⑧>
- 物価上昇に連動して基礎控除等の額を引き上げる仕組みの創設<⑧>
- 基礎控除の特例の創設及び引上げ等<⑦・⑧>

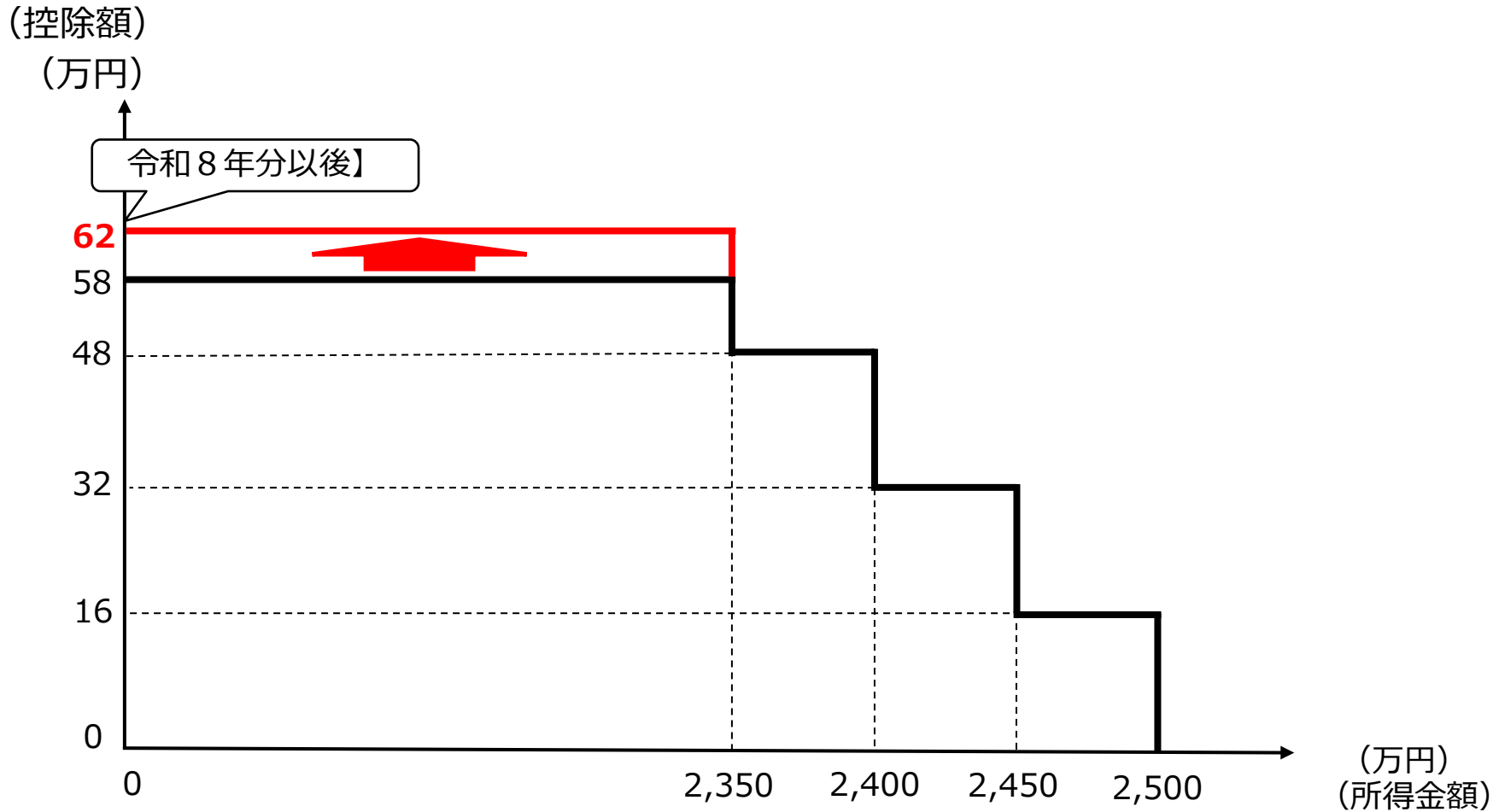
■ 「働き控え」への対応

：現下の厳しい人手不足の状況において、税制が就業調整の一因となっているとの指摘を踏まえた対応。

- 大学生年代の子の親への特別控除（特定親族特別控除）の創設<⑦>
- 消費者物価指数の動向を踏まえた給与所得控除の最低保障額の引上げ<⑦・⑧> ※再掲
- 基礎控除の特例の創設及び引上げ等<⑦・⑧> ※再掲

(注) <> 内の丸数字は、税制改正の年度を示す。

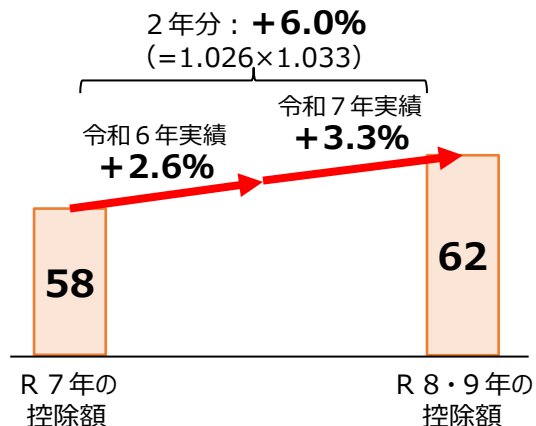
- 控除額は所得金額に応じて逡減・消失（所得2,350万円超から逡減、2,500万円超で消失）。



【見直しルールの基本的考え方】

- 基礎控除の本則（改正前58万円）：見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI（総合）上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始（X年度税制改正の内容はX年の年末調整から）。
 - 給与所得控除の最低保障額（改正前65万円）：基礎控除と同様。
- ※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするとともに、見直し初年は年末調整で対応する。

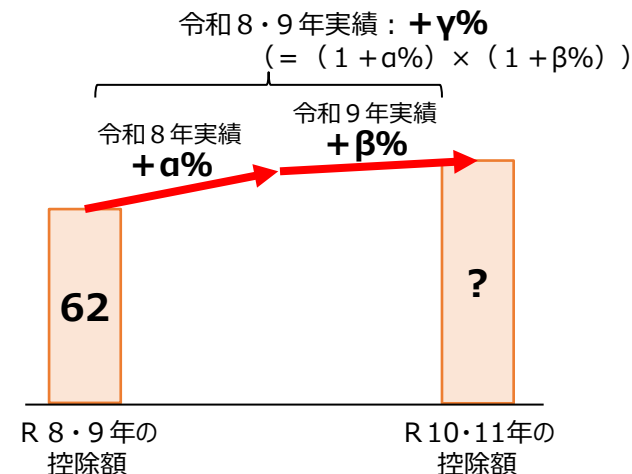
【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、

- 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R 8・9年分所得に適用される控除額を算出

【令和10年度税制改正】



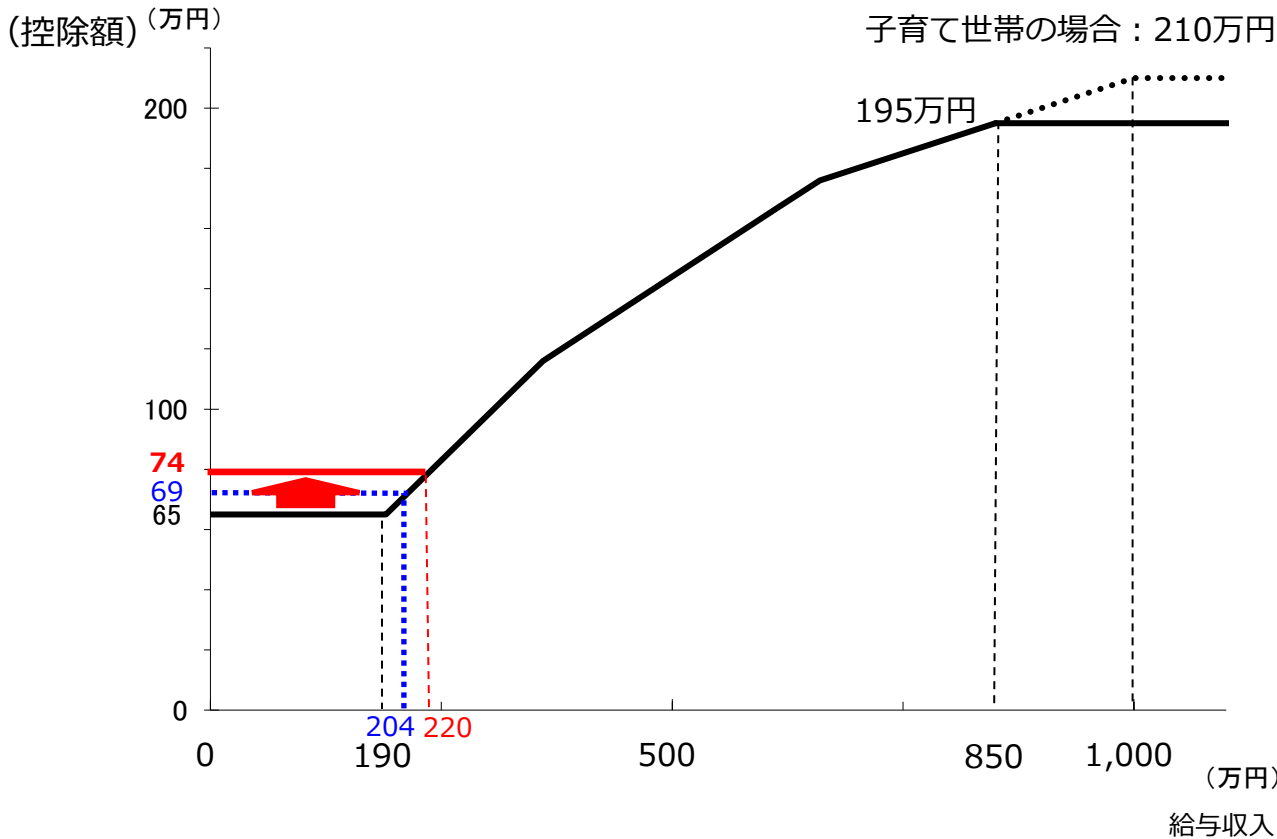
令和10年度税制改正では、

- 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R 10・11年分所得に適用される控除額を算出

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（控除額の上限：195万円〔給与収入：850万円超〕（子育て世帯等の場合は210万円〔給与収入：1,000万円超〕））。

給与所得控除額

<最低保障額> 令和7年分：65万円 令和8年分以後：69万円 （令和8・9年分に限り、特例により5万円加算）	
給与収入	控除額
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円



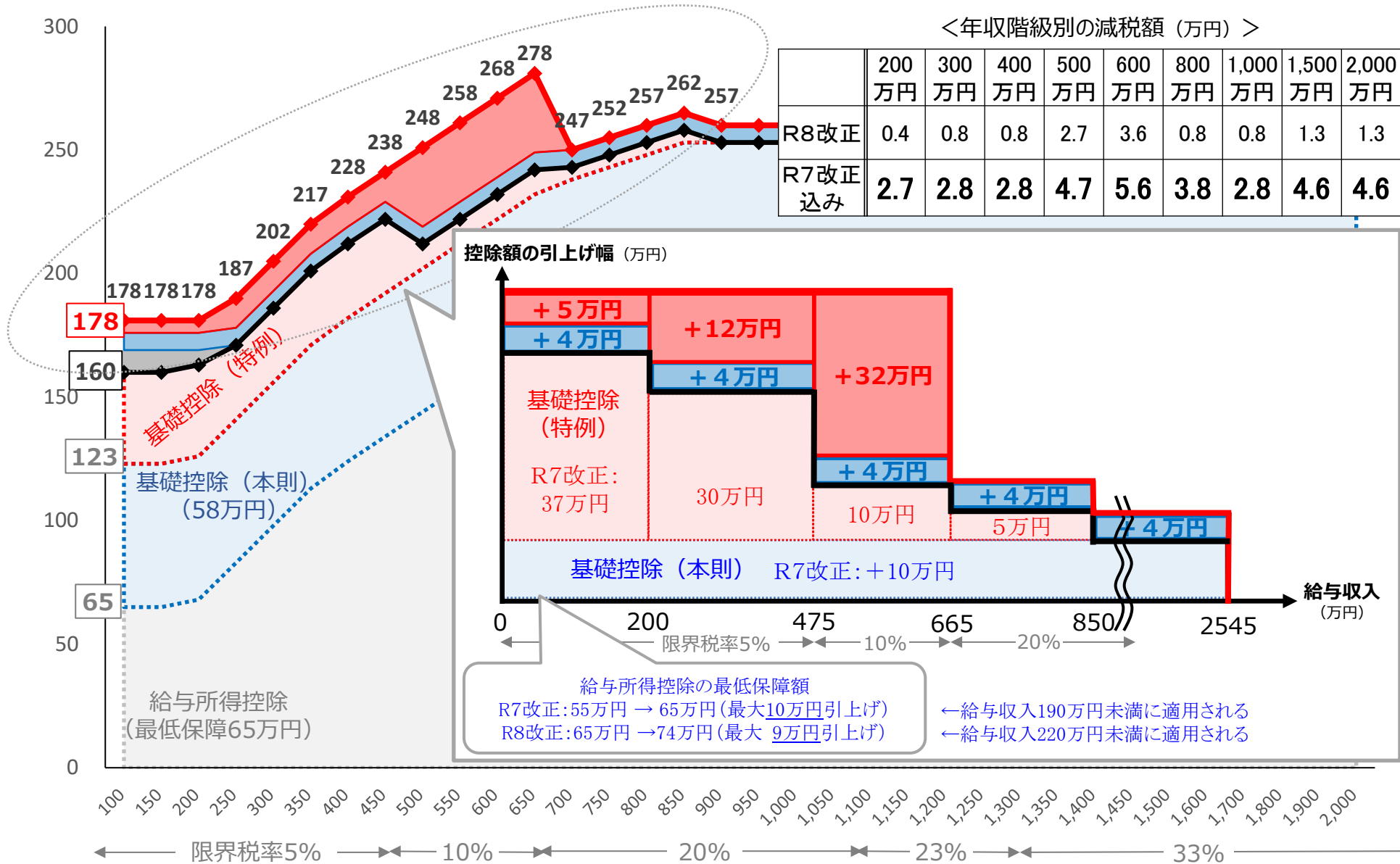
○ 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

【控除額】

〔給与収入（1,000万円を上限）－850万円〕×10% 【最大15万円】

基礎控除等の引上げ



(注) 単身世帯として計算。

住宅ローン控除の見直し

○ 適用期限を令和12年入居分まで5年間延長する。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 ^(注2)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円	2,000万円		2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円	3,000万円		
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
立地要件	(令和10年以降入居分から) 土砂災害などの災害レッドゾーン^(注3)の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(注1) 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

(注2) 令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

(注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。

(注4) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

NISAのつみたて投資枠の拡充

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年～)

	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上
年間投資枠	60 万円	120 万円
非課税保有限度額	600 万円	1,800 万円
		1,200 万円 (内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り〕
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可。	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
		・制限なし

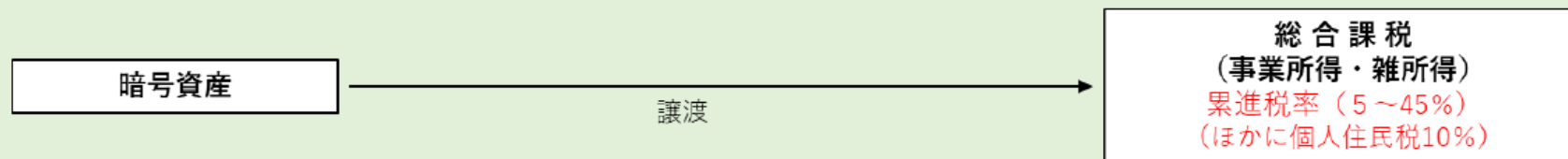
※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設

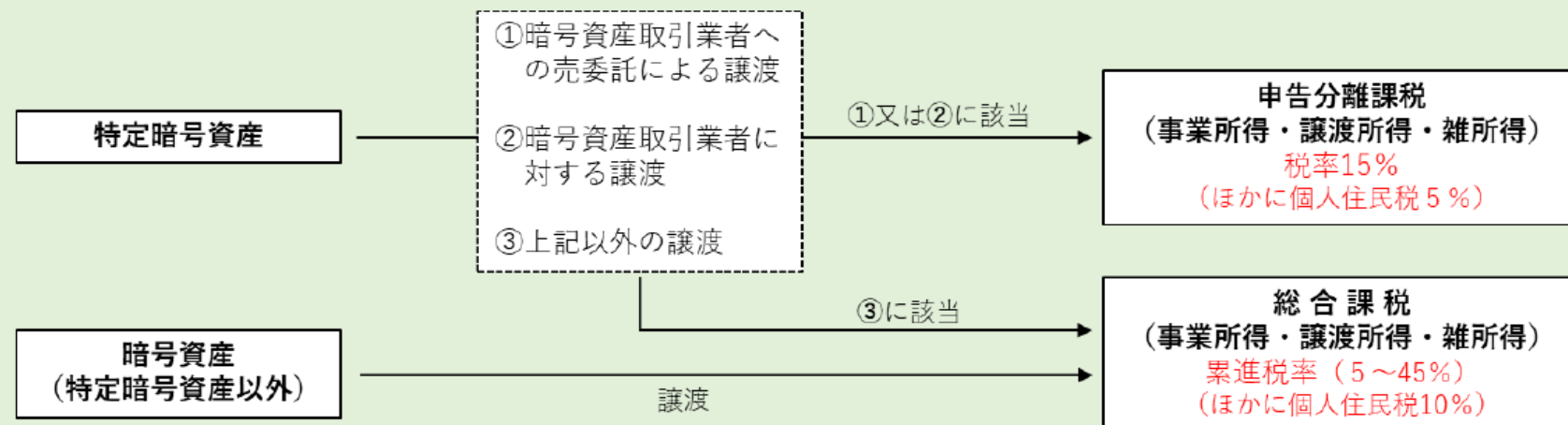
- ① 居住者等が、特定暗号資産の譲渡をした場合におけるその特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等」といいます。）については、20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。
- ② 特定暗号資産の上記①の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額については、一定の要件の下で、翌年以後3年間にわたり、各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能となりました。

《参考》 暗号資産の譲渡による所得の課税方式（概要図）

（改正前）

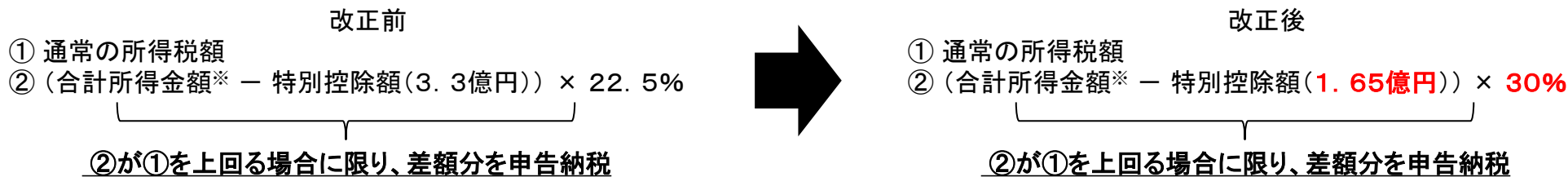


（改正後）

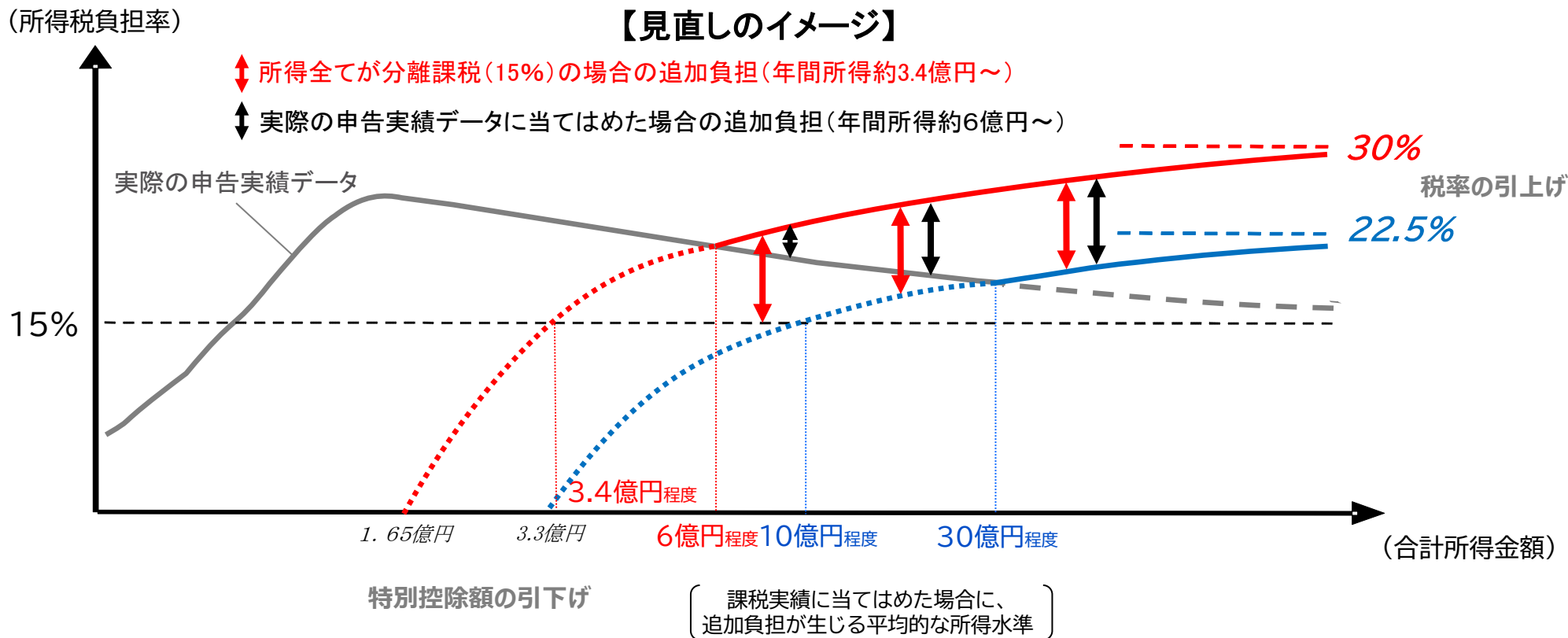


極めて高い水準の所得に対する負担の見直し

○ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直す。(令和9年分の所得から適用)



※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
 ※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。



ひとり親控除の見直し

【制度の概要】

- 納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 35万円 ⇒ **38万円**※

地方： 30万円 ⇒ **33万円**※

※令和9年分の所得税、令和10年度分の個人住民税から適用

【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・ 現に婚姻をしていない者
 - ・ 配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子^(注1)を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^(注2)がいないこと

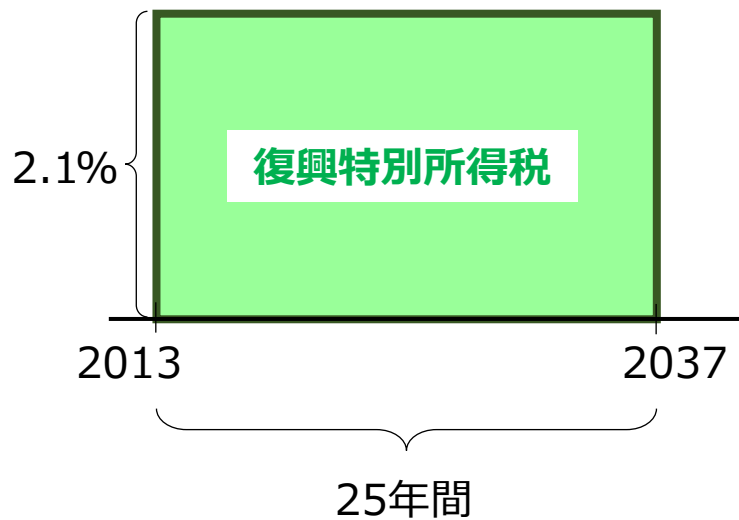
(注1)総所得金額等が62万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

(注2)住民票の続柄の「夫(未届)」「妻(未届)」の記載で判別

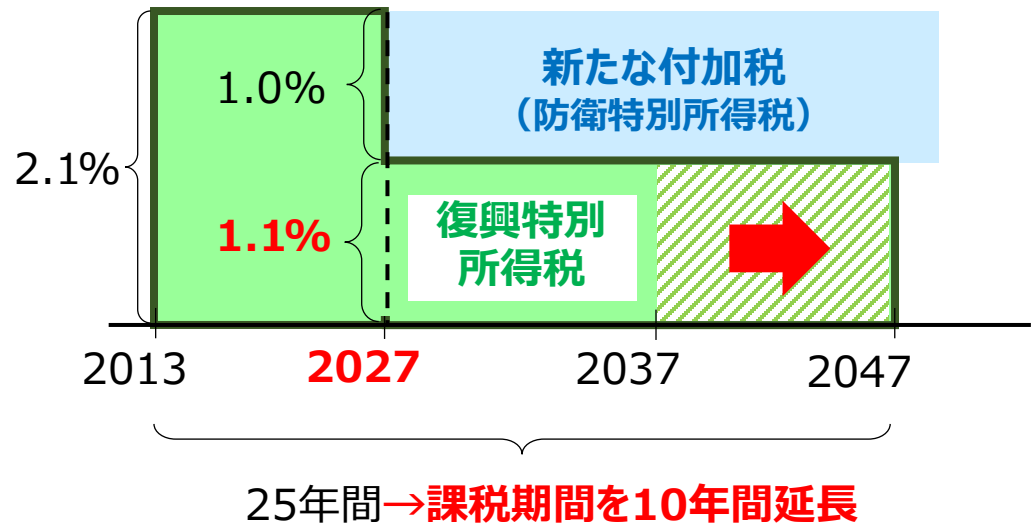
防衛特別所得税の創設

- 所得税額に対し、**税率1%の新たな付加税**として、防衛特別所得税を課す。
- 課税期間は、**令和9年1月**からとする。
- なお、**復興特別所得税**について、税率を2.1%から1.1%に**1%引き下げ**、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するため、**課税期間を10年間延長する**。

【改正前】



【改正後】



青色申告特別控除の見直し

近年の会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しが行われた（令和9年分以後の所得税について適用）。

- ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる（65万円→75万円）。
- ② 簡易簿記による控除（10万円）の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
- ③ 複式簿記による控除（①を除く。65万円）の適用は、電子申告を条件とする。

《改正前》

条件（注1）	控除額
複式簿記 + イ～ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記（上記イ～ハを満たさず≠書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円



《改正後》

条件	控除額
複式簿記 + <u>電子申告</u> （注2） + イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記 + <u>電子申告</u> （注2）	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記 【対象を限定】 （注3）	

（注1）改正前の65万円及び55万円の控除（上記ハを除く。）は、その適用を受けようとする旨の記載をした確定申告書に、貸借対照表及び損益計算書等を添付して、その提出期限内に提出した場合に限り適用することとされている。

（注2）改正後の75万円及び65万円の控除については、電子申告が必須要件とされたことから、上記（注1）の書面による申告要件に代えて、控除の適用を受ける旨や貸借対照表及び損益計算書等の記載事項に係る情報を、確定申告書の提出期限までにe-Taxにより送信（電子申告）した場合に限り、適用されることとなる。

（注3）簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下）の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用することができる。

源泉所得税の改正

- 1 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、①通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、**令和8年4月1日以後**に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

- 2 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。

これらの改正は、**令和8年4月1日以後**に支給する食事等について適用されます。

- (1) 使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額7,500円（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。
- (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が、650円以下（改正前：300円以下）に引き上げられました。

インボイス経過措置の見直し等

3割特例

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和9年分・令和10年分の消費税の確定申告において納付税額を売上税額の3割とすることができる特例です。



※ 一般課税又は簡易課税での申告となります。なお、簡易課税での申告に当たり、[簡易課税への円滑な移行措置](#)が創設されています。

主な適用要件(以下の適用可否フローチャートも合わせてご確認ください)

- 個人事業者であること
- 基準期間(適用を受ける年の2年前※)の課税売上高が1,000万円以下であること
- インボイス発行事業者の登録を受けていること



3割特例に関する
動画はこちら >

※令和9年分なら令和7年、令和10年分なら令和8年

インボイス経過措置の見直し等



適用可否フローチャート

スタート



インボイス発行事業者の登録を受けている
個人事業者である

NO

YES



1月1日の時点で恒久的施設を有しない国外
事業者ではない

NO

YES



次の金額がいずれも1,000万円以下である

- ・ 基準期間(2年前)の課税売上高
- ・ 特定期間(前年1月～6月)の課税売上高※

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも可能

NO

YES



そのほか、

- ・ 届出により課税期間を短縮していない
 - ・ 相続により課税事業者となる課税期間ではない
 - ・ 高額な資産を仕入れたことにより、課税事業者となる年ではない
- など、3割特例を適用できない場合※に該当しない

※ 具体的にはインボイスQ&A問115-2《3割特例の適用ができない課税期間》をご参照ください

NO



3割特例を適用することはできません

免税事業者の方は消費税の申告義務はありませんが、課税事業者の方は、以下のいずれかの方法により申告を行う必要があります

- ・ 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)
- ・ 簡易課税※による申告(仕入れに係る消費税額について実額計算不要)

※ 原則として事前の届出が必要ですが、免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合は、その年の12月31日までに、また、前年に「2割特例」や「3割特例」の適用を受けた場合には、その年の申告期限(個人事業者であれば翌年3月31日(土日の場合翌月曜日))まで(注)に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その年から簡易課税による申告が可能です

(注)「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。



3割特例を適用可能

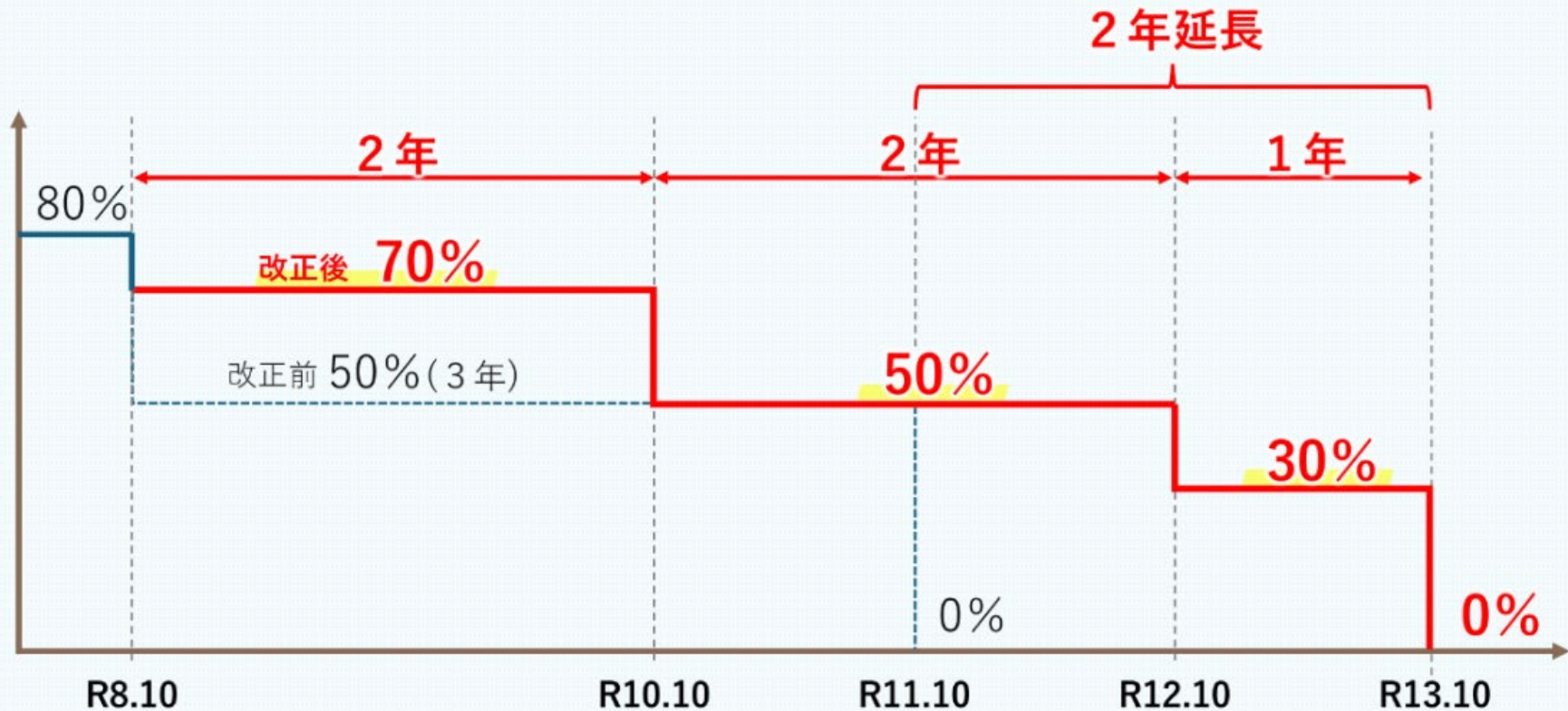
- ・ 事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に適用を受ける旨を記載するだけで適用可能
- ・ 仕入れに係る消費税額について実額計算不要
- ・ 簡易課税制度を適用した方が有利な場合もあるので、以下Q&AのQ3「適用可能なら誰しも3割特例を適用した方が良いの？」もご参照ください

YES

インボイス経過措置の見直し等

7・5・3割控除

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。



7・5・3割控除については、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額(税込み)が、その年又は事業年度で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて適用できません。

※ 令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

資産税関係

令和8年度税制改正の概要 (資産税関係の主な改正事項)

◎ 相続税・贈与税関係

- 1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期間の終了
- 2 事業承継税制における特例承継計画等の提出期限の延長
- 3 相続税等の財産評価の適正化（税制改正大綱ベース 今後通達改正予定）
 - ① 一定の貸付用不動産の評価の見直し
 - ② 不動産小口化商品の評価の見直し

1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期間の終了

○ 適用期間の終了

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（1,500万円）について、**令和8年3月31日まで**とされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を**延長せずに終了**する（措法70の2の2）。

同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できる。

（参考）贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係	拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～
管理残額の相続税課税		課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
	23歳未満である場合等に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の2割加算		適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下である場合には、課税されません。

2 事業承継税制における特例承継計画等の提出期限の延長

【個人版事業承継税制】 措法70の6の8等

個人の事業用資産についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6月延長された（円滑化省令17④、18⑨）。

【法人版事業承継税制】 措法70の7の5等

非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）について、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで1年6月延長された（円滑化省令17②、18⑤）。

区分	特例承継計画等の提出期限	適用期限（※）
個人版事業承継税制	<u>令和10年9月30日まで</u> <u>（2年6月延長）</u>	令和10年12月31日
法人版事業承継税制 （特例措置）	<u>令和9年9月30日まで</u> <u>（1年6月延長）</u>	令和9年12月31日

※ 適用期限については、延長されていないことに留意する。

3 相続税等の財産評価の適正化（税制改正大綱）

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

- ① 一定の貸付用不動産の評価方法の見直し
- ② 不動産小口化商品（不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産）の評価方法の見直し

※ 今後、当該改正が通達に定められる予定

3 ① 一定の貸付用不動産の評価方法の見直し

1 内容

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注1) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

(注2) 当該改正を通告に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しない。

2 適用時期

令和9年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得をする貸付用不動産の評価に適用する。

3 ② 不動産小口化商品の評価方法の見直し

1 内容

不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その**取得の時期にかかわらず**、課税時期における**通常取引価額に相当する金額**によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。

ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、3 ①の貸付用不動産の評価に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）する。

2 適用時期

令和9年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得をする不動産小口化商品の評価に適用する。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

令和8年度 税制改正のあらまし

このあらましは、令和8年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【株式等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

1 NISAに関する改正

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

- (1) 非課税口座の口座開設可能年齢の下限が撤廃され、0～17歳においても非課税口座につみたて投資枠を設けることができることとされました（措法37の14⑤一、六ロ(1)）。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有 限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限り）</small>	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	・契約に基づき、定期かつ 継続的な方法で投資 ・一定の要件の下、12歳以 降は払出しが可	契約に基づき、定期かつ 継続的な方法で投資	制限なし

- (2) 0～17歳の居住者等を対象とするつみたて投資枠（以下「未成年つみたて投資枠」といいます。）
（注1）で管理される公募等株式投資信託について支払を受ける配当等及びその公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座（注2）において管理しなければならないこととされました（措法37の14⑤六ホ(3)）。

（注）1 つみたて投資枠のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）に設けられるものをいいます（措法37の14④一、⑤七）。

2 「特定課税未成年者口座」とは、その居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設した預貯金口座又は預り金を管理するための口座をいいます（措法37の14⑤九）。

- (3) 未成年つみたて投資枠で管理される公募等株式投資信託の受益権については、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次の払出しを除いて、その非課税口座以外の口座への払出しが制限されることとされました（措法37の14⑤六ホ(1)）。

イ その年3月31日において12歳である年（以下「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年

災害等のやむを得ない事由（その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り）に基因した全ての資産の払出し及び上場廃止事由による払出し



国税庁

令和8年5月

この社会あなたの税がいきている

1 NISAに関する改正（続き）

- ロ 特定基準年以後の各年
 - (イ) 上記イによる払出し
 - (ロ) 払出しの基因となる事由（口座開設者（子ども）の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限り、）その他一定の事項を記載した書類を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をした場合における払出し
- (4) 特定課税未成年者口座に預入れ等がされている金銭等は、基準年の前年12月31日までは、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次の払出しを除いて、払出しが制限されることとされました（措法37の14⑤十ロ）。
- イ 特定基準年の前年以前の各年
 - (イ) 非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権の取得のためにする払出し
 - (ロ) 非課税口座で管理されている公募等株式投資信託の受益権につき災害等のやむを得ない事由（その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り、）による払出しがされる場合の特定課税未成年者口座に預入れ等がされている金銭等の払出し
- ロ 特定基準年以後の各年
 - (イ) 上記イによる払出し
 - (ロ) 上記(3)ロ(ロ)による払出し

《適用時期》

上記の改正は、令和9年1月1日から適用されます。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

2 居住用財産の譲渡に関する改正

- (1) 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」及び「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」について、次の措置が講じられました（措法36の2、36の5、41の5）。
 - イ 適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されました（措法36の2①②、36の5①、41の5⑦一）。
 - ロ 適用対象となる買換え資産の範囲から、令和10年1月1日以後に居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋のうち、その家屋が災害危険区域等^(注1)内において建築されたもの（災害危険区域のうち下記4(5)の地すべり防止区域等と重複していない区域内にある家屋については、都市再生特別措置法の規定による一定の勧告に従わないで建築をしたものに限り、）また、建築確認を受けた時において、家屋の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合におけるその家屋を除きます。）が除外されました^(注2)（措令24の2③一イ、26の7⑥）。
- (注) 1 「災害危険区域等」とは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域をいいます。
- 2 これらの特例の適用を受ける場合において、買換え資産が建築後使用されたことのない家屋であり、かつ、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その家屋が災害危険区域等内において建築されたものでないことを明らかにする一定の書類を、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（措規18の4⑥二、18の25①一、令和8年国土交通省告示第475号）。

《適用時期》

- 上記ロの改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え資産について適用され、同日前に行った譲渡資産の譲渡に係る買換え資産については従前のおりとなります。
- (2) 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」について、その適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されました（措法41の5の2⑦一）。

3 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正

「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和11年12月31日まで3年延長^(注)されました(措法37、37の4)。

(注) 国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物(以下「土地建物等」といいます。)から国内にある一定の土地建物等への買換え(措法37①表三)の場合は、令和11年3月31日まで3年、一定の船齢の日本船舶(建設業及びひき船業の用に供されるものに限り、)から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換え(措法37①表四)の場合は、令和10年12月31日まで2年の延長とされています。

(1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条第1項に規定する第二種区域内にある土地建物等で、同条の規定により移転の補償等がされる場合に譲渡をされるものが除外されました(旧措法37①表一)。

(2) 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次のイ及びロに掲げる区域以外の区域で既成市街地等内にある場合における課税の繰延べ割合が60%(改正前:80%)に引き下げられました(措法37①表二)。

イ 既成市街地等であって、次に掲げる区域(その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあつては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限り、)

- (イ) 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域
- (ロ) 特定都市再生緊急整備地域内の区域
- (ハ) 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域

ロ 既成市街地等であって、都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

(3) 国内にある長期所有の土地建物等から国内にある一定の土地建物等への買換えについて、買換資産のうち建物(その附属設備を含みます。)及び構築物は、特定施設の用に供される建物(その附属設備を含みます。)又は特定施設に係る事業の遂行上必要な構築物に限ることとされました(措法37①表三)。

(4) 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、譲渡資産から、その船舶(建設業及びひき船業の用に供されるものに限り、)に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが除外されました(措法37①表四)。

《適用時期》

上記(1)の改正は、令和8年4月1日から適用され、個人が同日前に行った上記(1)の第二種区域内にある土地建物等の譲渡については、従前のおりとなります。

上記(2)から(4)までの改正は、個人が令和8年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得等をする場合におけるその譲渡について適用され、個人が同日前にこれらの改正前における譲渡資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後にこれらの改正前における譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日前にこれらの改正前における買換資産の取得等をした場合におけるその譲渡については、従前のおりとなります。

4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する改正

「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられました(措法31の2)。

(1) 適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました(措法31の2①③)。

(2) 適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものが加えられました(措法31の2②九の二)。

(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「マンション建替法」といいます。)の改正(改正後:マンションの再生等の円滑化に関する法律)に伴い、適用対象となるマンション建

4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する改正（続き）

替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、対象事業がマンション再生事業に拡充されるとともに、その土地等の譲渡が、次に掲げるものに改められました（措法31の2②十、措令20の2⑦⑧）。

イ マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「マンション再生法」といいます。）の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等（マンション再生法に規定する隣接施行敷地権及び施行底地権に係るものを除きます。）の譲渡で、その土地等がそのマンション再生事業の用に供されるもの

ロ 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除きます。）の施行者に対する土地等（マンション再生法に規定する隣接施行敷地権に係るものに限ります。）の譲渡で、その土地等がそのマンション再生事業の用に供されるもの

(4) マンション建替法の改正に伴い、適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、対象事業がマンション等売却事業に拡充されるとともに、対象事業に係る認定買受計画の記載事項の要件（決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等）が、認定除却等計画その他一定の計画の記載事項の要件（マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等）に改められました（措法31の2②十一、措令20の2⑨、措規13の3⑤⑥）。

(5) 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時に地すべり防止区域等^(注)内にある場合には、本特例の適用ができないこととされました（措法31の2⑤）。

イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡（措法31の2②十三）

ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡（措法31の2②十四）

ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡（措法31の2②十五）

(注) 「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域をいいます。

(6) 適用対象から、密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡が除外されました（旧措法31の2②六）。

《適用時期》

上記(2)の改正は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年5月1日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

上記(3)及び(4)の改正は、令和8年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

上記(5)の改正は、令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

5 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

(1) 「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」について、マンション建替法の改正に伴い、適用対象となるマンション建替事業による権利変換が、マンション再生事業による権利変換に拡充されるとともに、その権利変換の対象となる資産に、マンション再生法に規定する再建敷地の敷地共有持分等が追加されました（措法33の3⑥⑦、措令22の3⑧⑨）。

《適用時期》

上記の改正は、令和8年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用され、同日以前に行っ

5 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正（続き）

た資産の譲渡については、従前のおりとなります。

- (2) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除」について、マンション建替法の改正に伴い、次の改正が行われました（措法 34 の 2）。
- イ 適用対象となる、マンション建替事業が施行された場合における土地等に係る権利変換により、一定のやむを得ない事情による申出に基づき支払われる補償金を取得するとき等におけるその土地等の譲渡について、対象事業がマンション再生事業に拡充されました（措法 34 の 2②二十二、措令 22 の 8㉟）。
- ロ 適用対象となる、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業が実施された場合の分配金取得計画に基づく分配金を取得するとき等におけるその土地等の譲渡について、次の措置が講じられました（措法 34 の 2②二十二の二、措規 17 の 2㉟）。
- (イ) 対象事業に、マンション除却敷地売却事業（一定の計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限り）が追加されました。
- (ロ) 対象マンションが、決議特定要除却認定マンションから全てのマンションに拡充されました。
- (ハ) マンション敷地売却事業に係る認定買受計画の記載事項の要件（決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項）が、認定除却等計画その他一定の計画の記載事項の要件（マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項）に改められました。

《適用時期》

上記の改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

- (3) 「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除」について、その適用期限が令和 10 年 12 月 31 日まで 3 年延長されました（措法 35 の 3①）。
- (4) 「特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の 2,000 万円特別控除」について、次の措置が講じられました（震災特例法 11 の 5②）。
- イ 適用期限が令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました。
- ロ 対象区域が、福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（改正前：特定住宅被災市町村の区域）に限定されました。

《適用時期》

上記ロの改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

【暗号資産の譲渡による所得に関する改正（主なもの）】

6 譲渡所得に関する改正

- (1) 総合課税の対象となる譲渡所得の金額は、短期譲渡所得、長期譲渡所得及び暗号資産（営利を目的として継続的に暗号資産の譲渡が行われる場合におけるその暗号資産を除きます。以下「譲渡所得の基因となる暗号資産」といいます。）の譲渡による所得に係る譲渡益を基に算出することとされました（所法 33③、所令 81 の 2）。
- (注) 譲渡所得の基因となる暗号資産については、その譲渡益から譲渡所得の特別控除額を控除しないととも（所法 33⑤）、総所得金額の計算における長期譲渡所得に係る譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額を 2 分の 1 とする措置は適用しないこととされています（所法 22②）。
- (2) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に係る規定の対象に「譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する場合」が加えられ、譲渡所得の基因となる暗号資産

6 譲渡所得に関する改正（続き）

の取得費の計算の基礎となる期末暗号資産の価額は、総平均法又は移動平均法により評価した金額とすることとされました（所法 48 の 2 ①、所令 119 の 2 ①）。

- (3) 譲渡所得の基となる暗号資産の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととされました（所法 69 ②）。

《適用時期》

上記の改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年 5 月 1 日現在未成立）の施行の日の属する年の翌年 1 月 1 日（以下「適用開始日」といいます。）の属する年分以後の所得税について適用され、適用開始日の属する年分前の所得税については、従前のおりとなります。

7 特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設

- (1) 居住者等が、暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている一定の暗号資産などに限ります。以下「特定暗号資産」といいます。）の譲渡（暗号資産取引業者への売委託により行うもの又は暗号資産取引業者に対するものに限ります。）をした場合におけるその特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等」といいます。）については、20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（措法 38 の 2、措令 25 の 15 の 2）。
- (2) 特定暗号資産の上記(1)の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額については、一定の要件の下で、翌年以後 3 年間にわたり、各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能となりました（措法 38 の 3、措令 25 の 15 の 3）。

《適用時期》

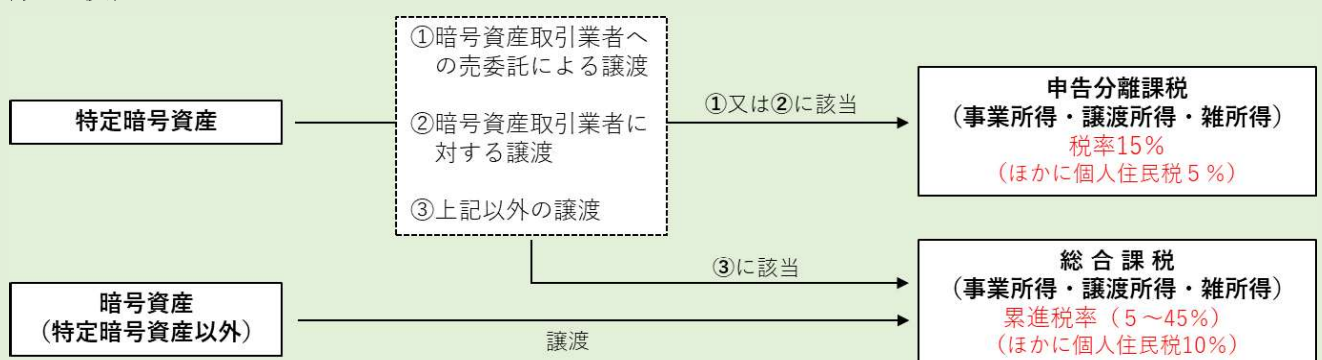
上記の改正は、居住者等が適用開始日以後に行う特定暗号資産の上記(1)の譲渡について適用されます。

《参 考》 暗号資産の譲渡による所得の課税方式（概要図）

(改正前)



(改正後)



- このあらましは、令和 8 年 5 月 1 日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

法人税関係

令和8年度 法人税関係法令の改正の概要

国税庁

法人番号：7000012050002

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年財務省令第18号)
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第98号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年財務省令第21号)
法	改正法による改正後の法人税法
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)
産競法等改正法	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)
産競法	産競法等改正法による改正後の産業競争力強化法
産技法改正法	産業技術力強化法の一部を改正する法律(令和8年法律 号)
産技法	産技法改正法による改正後の産業技術力強化法
経済産業省告示	租税特別措置法施行規則第5条の7第21項第1号イ及び第20条の2第21項第1号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件(令和8年経済産業省告示第51号)

(注) この資料は、令和8年5月27日現在公布されている法令に基づき作成しています。

なお、この資料中の産競法等改正法及び産技法改正法に関する部分については、国会に提出された法律案に基づき作成しています。

目次

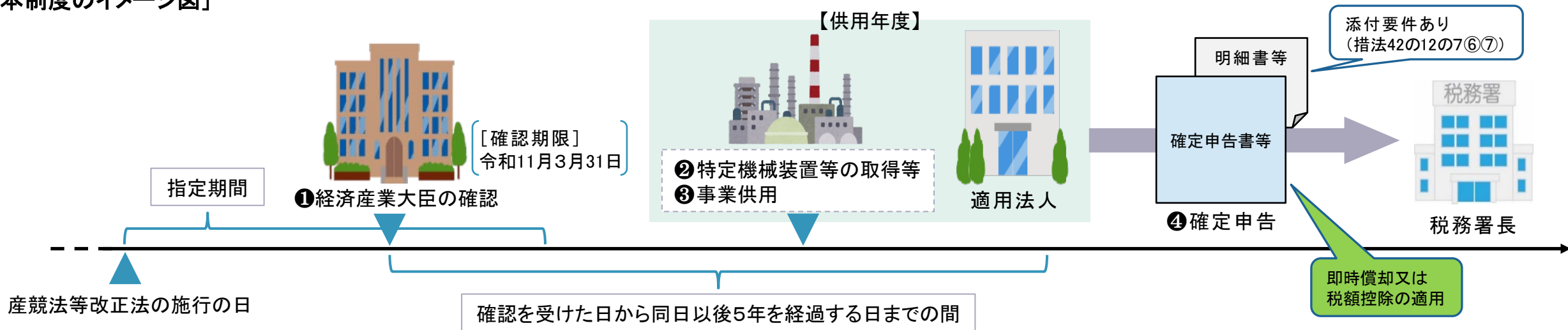
1 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	3	4 主な中小企業税制の見直し	16
(1) 制度の概要	4	(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直し	17
(2) 対象資産の範囲	5	(2) 中小企業投資促進税制の見直し	18
(3) 繰越税額控除制度	6	5 グローバル・ミニマム課税への対応	19
(4) 特別償却及び税額控除の不適用措置	7	(1) 適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)の創設	20
2 研究開発税制の見直し	8	(2) 適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)の創設	21
(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設	9	6 その他主な改正項目	22
(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し	10	(1) 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設	23
(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し	11	(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し	24
(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し	12	(3) 外国子会社合算制度の見直し(制度全体像における見直しの位置づけ)	25
(5) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し	13		
3 賃上げ促進税制の見直し	14		

1 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及び一定のソフトウェアで、産競法の特定生産性向上設備等(その法人が産競法等改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。))内に経済産業大臣の確認を受けたものに限り(以下「特定機械装置等」といいます。))の取得等(※1)をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供したとき(※2)は、その事業の用に供した日を含む事業年度(※3)(以下「供用年度」といいます。))において、その特定機械装置等について、即時償却(普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却)又はその取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)の税額控除(調整前法人税額の20%が上限)(※4)のいずれかの適用ができる制度が創設されました(措法42の12の7①②)。

【本制度のイメージ図】



※1 取得等とは、取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限り(以下同じです。))又は製作若しくは建設をい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をい)のための工事による取得又は建設を含みます(措法42の12の7①)。

※2 適用対象となる事業は特に限定されていませんが、貸付けの用に供した場合は対象外となります(措法42の12の7①)。

※3 解散(合併による解散を除きます。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の12の7①)。

※4 一定の法人については、税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額を翌期以後3年間繰り越すことができます(措法42の12の7③④)(繰越税額控除制度:6ページ参照)。

【適用時期等】産競法等改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十四)。なお、産競法等改正法は公布の日以後3月以内の政令で定める日から施行されますが(産競法等改正法附則1)、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 対象資産の範囲

本制度の対象資産である特定機械装置等とは、生産等設備を構成する機械装置などで産競法の特定生産性向上設備等(指定期間内に経済産業大臣の確認を受けたものに限ります。)(※1)に該当するもののうち一定の規模以上のものをいいます(措法42の12の7①、措令27の12の7②)。

[特定機械装置等の範囲]

生産等設備を構成するもの	一定の規模以上のもの(規模要件)	特定生産性向上設備等
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	産競法の特定生産性向上設備等(生産性向上設備等のうち、一定の基準(※3)に適合することについて産競法の経済産業大臣の確認を受けたもの)でその確認が指定期間内であるもの
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額がそれぞれ120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等である工具又は器具備品を含む。)	
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	
建物附属設備及び構築物	一の取得価額が120万円以上のもの (建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等であるものを含む。)	
一定のソフトウェア(※2)	一の取得価額が70万円以上のもの	

※1 特定生産性向上設備等に関する投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間内の日を含む各事業年度においては、地域未来投資促進税制(措法42の11の2①②)、中小企業経営強化税制(措法42の12の4①②)及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の6①②)は適用できません。なお、中小企業経営強化税制の繰越税額控除制度(措法42の12の4③)は適用できます。

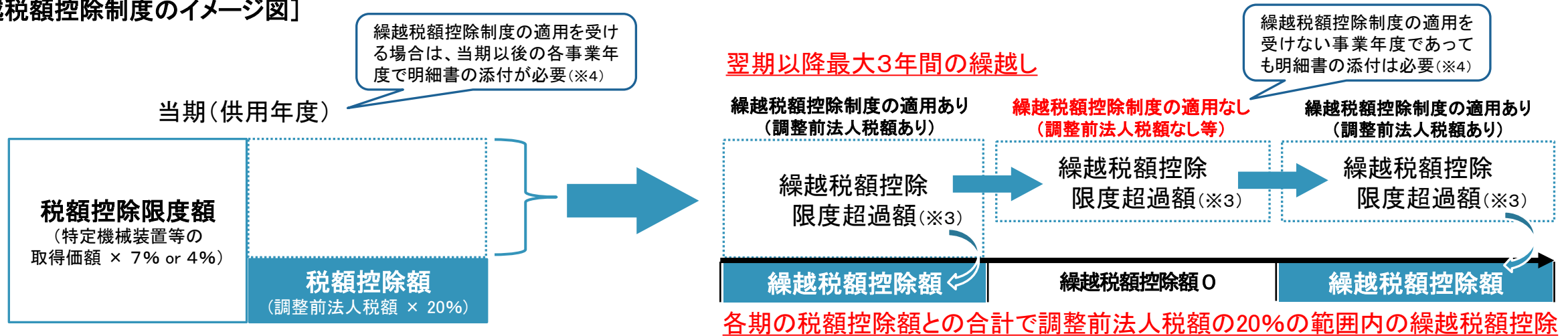
※2 一定のソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの(これに関連する一定の書類を含み、複製して販売するための原本及び一定の開発研究の用に供されるものを除きます。)をいいます(措令27の12の7①)。

※3 一定の基準とは、産競法の特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する機械装置などの取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等は5億円以上)であること、特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであることなどといった基準が定められる予定ですが、同基準を定める法令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(3) 繰越税額控除制度

青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者(※1)に該当するものが、一定の各事業年度(※2)において繰越税額控除限度超過額(※3)を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額(その事業年度において税額控除(措法42の12の7②)の適用により控除される金額(税額控除額)との合計で調整前法人税額の20%が上限)を控除することができます(措法42の12の7③④)(※4)。

[繰越税額控除制度のイメージ図]



※1 認定事業適応事業者とは、指定期間内にされた産競法の認定に係る産競法の認定事業適応事業者(その産競法の認定事業適応計画(産競法の国際経済事情激変事業適応に関するものに限ります。以下「認定国際経済事情激変事業適応計画」といいます。))にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限り、)であるものをいいます(措法42の12の7③)。

※2 解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、その認定国際経済事情激変事業適応計画に係る実施時期の初日を含む事業年度から繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度まで連続してその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき一定の証明がされた場合の各事業年度に限ります(措法42の12の7③)。

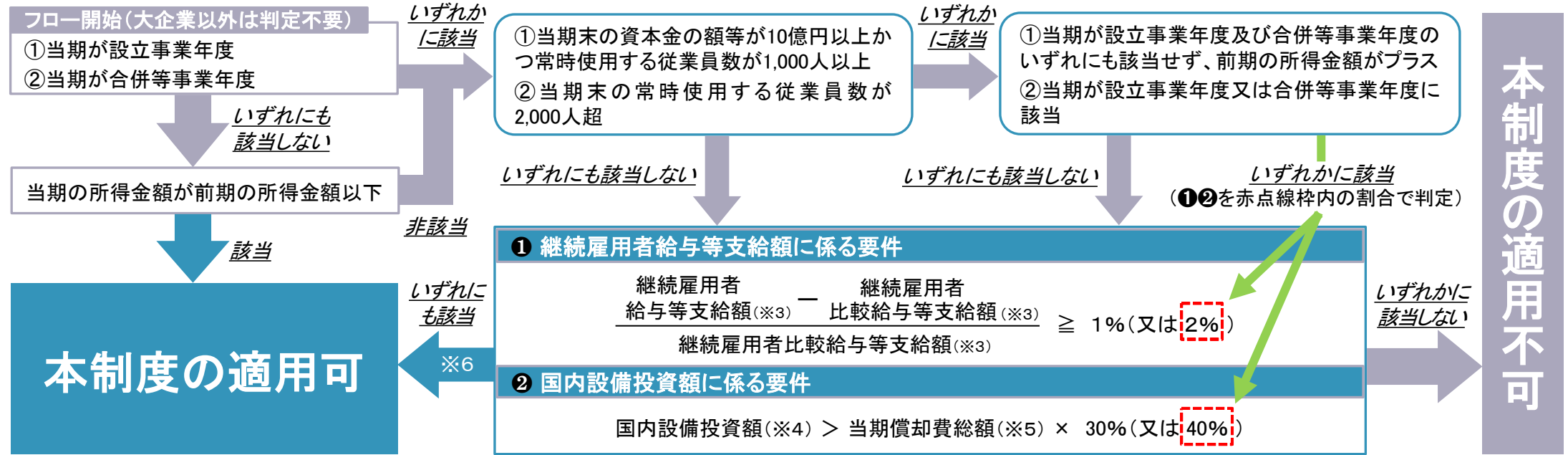
※3 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります。))における措法第42条の12の7第2項に規定する税額控除限度額(その認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限ります。))のうち、税額控除の適用による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額をいいます(措法42の12の7④)。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます(措法42の12の7⑩)。

(4) 特別償却及び税額控除の不適用措置

本制度(特別償却及び税額控除)(※1)には、大企業(一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)で、下図の要件(①②)のいずれかに該当しない事業年度(その事業年度が設立事業年度(※2)及び合併等事業年度(※2)のいずれにも該当せず、かつ、その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下とされる一定の場合には、その事業年度を除きます。)については、その適用を受けることができない措置(不適用措置)が設けられています(措法42の12の7⑧)。

[本制度の不適用措置の判定フロー図]



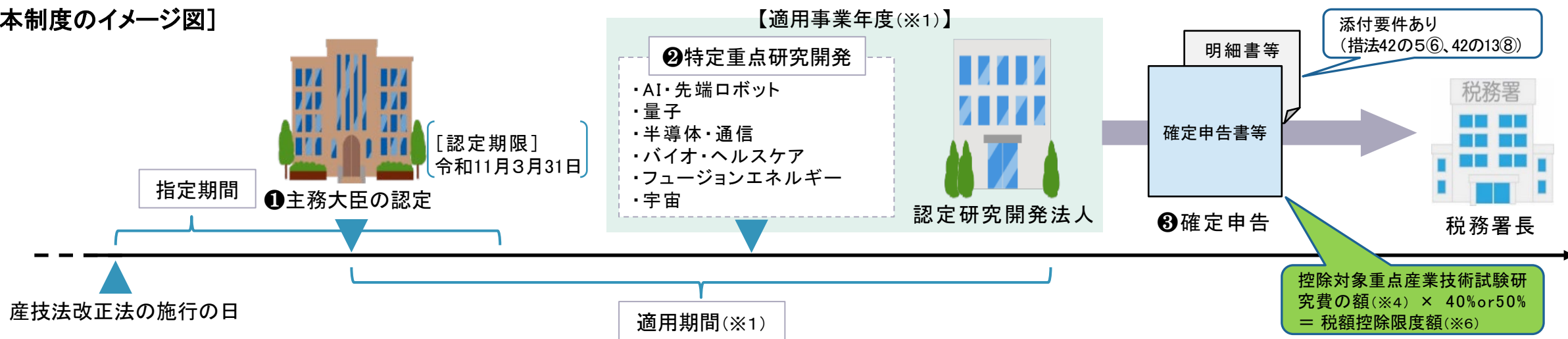
※1 繰越税額控除制度(前ページ参照)については、この不適用措置の対象外であることから、これらの要件(上図の①②)のいずれかに該当しない事業年度であっても適用することができます(措法42の12の7⑧)。
 ※2 設立事業年度とは、措法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度をいい(措法42の12の7⑧)、合併等事業年度とは、合併等(合併、分割又は現物出資(分割又は現物出資にあっては、事業を移転するものに限り。))をいいます。)に係る合併法人等である場合における当該合併等の日を含む事業年度、その他一定の事業年度(その法人の設立事業年度を除きます。)をいいます(措法42の12の7⑨、措令27の12の7⑩)。
 ※3 継続雇用者給与等支給額とは、措法第42条の12の5第4項第5号に規定する継続雇用者給与等支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、同項第6号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいいます(措法42の12の7⑧一)。
 ※4 国内設備投資額とは、その法人がその事業年度において取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は現物分配による取得その他一定の取得を除きます。)をした国内資産(国内にあるその法人の事業の用に供する機械装置その他の一定のものをいいます。)でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます(措法42の12の7⑧二イ)。
 ※5 当期償却費総額とは、その法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法第31条第4項の規定により同条第1項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除きます。)の合計額をいいます(措法42の12の7⑧二ロ)。
 ※6 本制度を適用する場合は、確定申告書等にこれらの要件(上図の①②)のいずれにも該当することを明らかにする書類の添付が必要です(措法42の12の7⑥⑦)。

2 研究開発税制の見直し

(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で産技法改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間(指定期間)内に産技法の重点研究開発計画につき産技法の主務大臣の認定(以下「認定」といいます。)を受けたもの(以下「認定研究開発法人」といいます。)のその認定に係る適用事業年度(※1)(※2)において、重点産業技術試験研究費の額(※3)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)がある場合には、その適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額(※4)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)の40%(控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点試験研究費の額(※5)に該当するものにあつては、50%)の税額控除(調整前法人税額の10%が上限)(※6)ができる制度が創設されました(措法42の5①)。

【本制度のイメージ図】



- ※1 適用事業年度とは、認定研究開発法人の適用期間(その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間(同日までにその認定が取り消された場合など一定の場合には、一定の期間)をいいます。)内の日を含む各事業年度をいいます(措法42の5⑤一)。
- ※2 解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の5①)。
- ※3 重点産業技術試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る産技法の認定重点研究開発計画(以下「認定重点研究開発計画」といいます。)に従って実施した特定重点研究開発(産技法の研究及び開発をいいます。以下同じです。)に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤二)。
- ※4 控除対象重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち一定の金額をいいます(措法42の5⑤三)(13ページ参照)。
- ※5 特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従って実施した産技法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う特定重点研究開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する特定重点研究開発に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤四)。
- ※6 税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額は翌期以後3年間繰り越すことができます(措法42の5②)。なお、この繰越税額控除制度は、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度(11ページ参照)と基本的に同じ仕組み(適用要件として当期の試験研究費の額と比較する対象が前期の試験研究費の額であることや控除税額の上限が調整前法人税額の10%であることなどは異なります。)です(措法42の5②⑤五⑦)。

【適用時期等】産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)。なお、産技法改正法は公布の日以後1年以内の政令で定める日から施行されますが(産技法改正法附則1)、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(※)。

1 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除割合が次のとおり見直され、その上限を14%とする特例の適用期限が3年延長されました(措法42の4②二)。なお、比較試験研究費の額が0である場合等については、下記(1)から(3)までにかかわらずその割合は8.5%とされています。

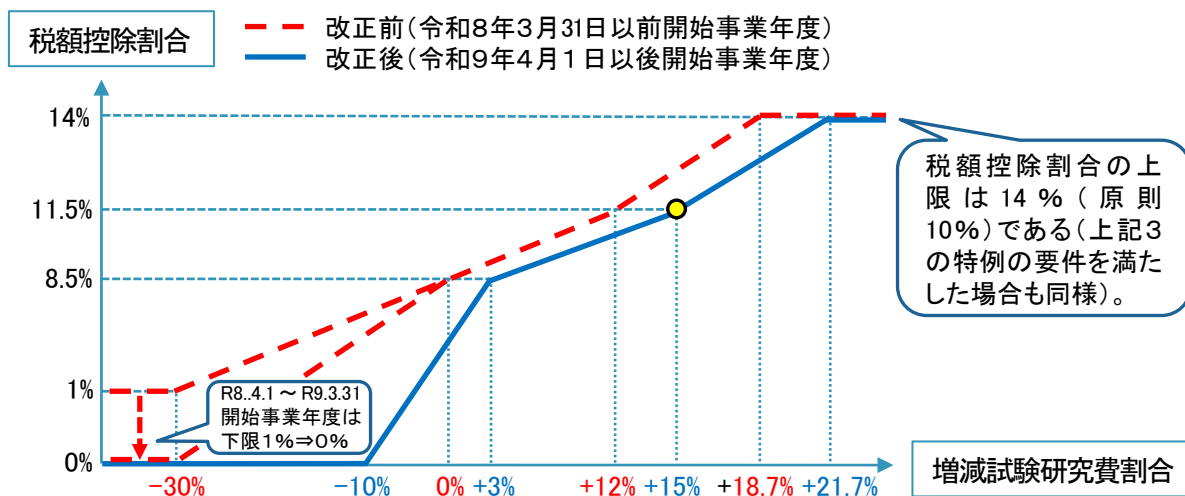
- (1) 増減試験研究費割合が15%超である場合……………11.5% + (増減試験研究費割合 - 15%) × 0.375
- (2) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合…8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25
- (3) 増減試験研究費割合が3%以下の場合……………8.5% - (3% - 増減試験研究費割合) × 13分の8.5(その割合が0に満たないときは、0)

2 控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が次のとおり見直され、その適用期限が3年延長されました(措法42の4③二ロ)。

- (1) 増減試験研究費割合が7%を超える場合……………25% + その超える部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)
- (2) 増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る場合…25% - その下回る部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)

3 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長されました(措法42の4②三③二ハ)。

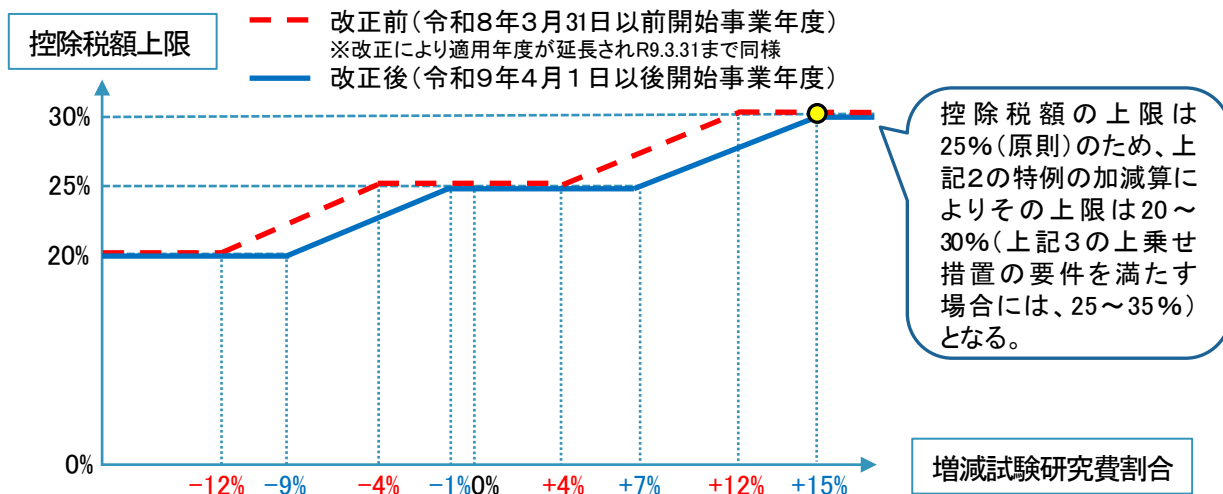
[上記1の税額控除割合の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除割合(上記3の特例は考慮外)
 $\Rightarrow 8.5\% + (15\% - 3\%) \times 0.25 = 11.5\%$ (イメージ図の「●」)

[上記2の控除税額の上限の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除上限(上記3の上乗せ措置は考慮外)
 $\Rightarrow 25\% + (15\% - 7\%) \times 0.625 = 30\%$ (イメージ図の「●」)

※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑱二の二)(13ページ参照)。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

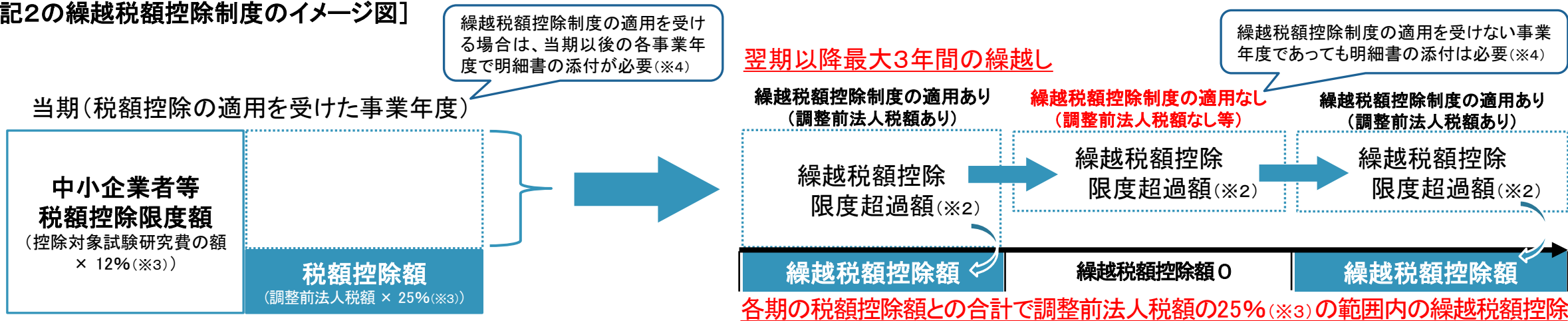
本制度について、次の見直しが行われました(※1)。

1 増減試験研究費割合が12%を超える場合又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の上乗せ措置及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が、それぞれ3年延長されました(措法42の4⑤⑥)。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度において繰越税額控除限度超過額(※2)を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額(その事業年度において税額控除(措法42の4④)の適用により控除される金額(税額控除額)との合計で調整前法人税額の25%(※3)が上限)を控除することができる制度(繰越税額控除制度)が創設されました(措法42の4⑦)(※4)。

ただし、繰越税額控除制度は、その適用を受けようとする事業年度(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(前ページ参照)の適用を受ける事業年度など一定の事業年度を除きます。)において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用することができます(措法42の4⑦)。

[上記2の繰越税額控除制度のイメージ図]



※1 その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑯二の二)(13ページ参照)。

※2 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限りです。)における措法第42条の4第4項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額をいいます(措法42の4⑯十)。

※3 上乗せ措置の適用を受ける各事業年度においては、その上乗せ措置の適用を受けた後の割合となります(措法42の4⑤⑥⑦)。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます(措法42の4⑯)。

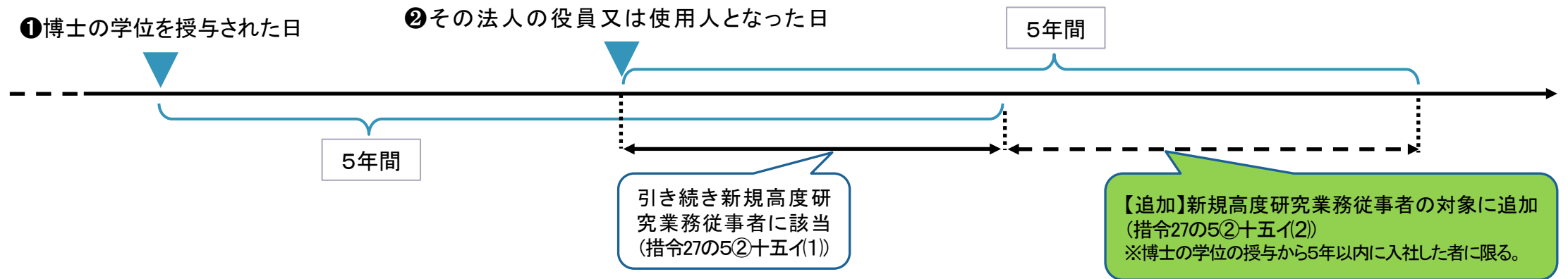
【適用時期】繰越税額控除制度は、同日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用されます(改正法附則51②)。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(旧措法42の4⑦、措法42の4の2)(※)。

- 1 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同研究及びその大学等への委託研究については、共同研究又は委託研究に要した費用としてその大学等の長が認定した金額とされました(措規20の2⑳イ、経済産業省告示)。
- 2 新規高度研究業務従事者(措令27の5②十五イ)に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。
 - (1) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含み、措令第27条の5第2項第15号イ(1)に掲げる者を除きます。)のうち、その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から5年を経過していないものが追加されました(措令27の5②十五イ(2))。
 - (2) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととされました(措令27の5②十五ハ(1))。
 - (3) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされました(措令27の5②十五ハ(2))。

[上記2(1)の新規高度研究業務従事者(博士類型)の範囲の見直しのイメージ図]



※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4の2③二)(次ページ参照)。

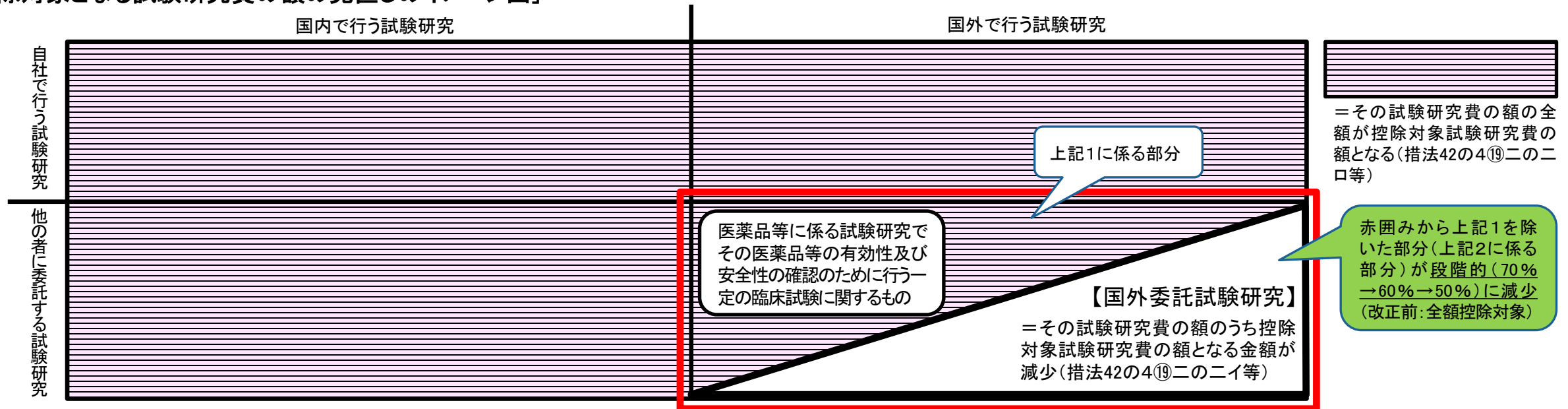
【適用時期】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51⑤)。なお、上記1については、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についても同様に適用されます(改正措規附則6)。

(5) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

研究開発税制(9~12ページ参照)において控除対象となる試験研究費の額について、その試験研究費の額のうち他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限り、)に係る試験研究費の額にあつては、次の試験研究費の額の区分に応じた金額が税額控除の対象とされました(措法42の4^⑱二の二・十四、42の4の2^③二、42の5^⑤三、措令27の4^{③③}、措規20^⑧)。

- 1 医薬品、医療機器又は再生医療等製品(以下「医薬品等」といいます。)に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験(科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められる一定のものに限ります。)の委託に係る試験研究費の額…その試験研究費の額の全額
- 2 上記1以外(下図の「国外委託試験研究」の部分)の試験研究費の額…その試験研究費の額の50%相当額(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額)

[控除対象となる試験研究費の額の見直しのイメージ図]



【適用時期】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51^①)。

3 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制の見直し

本制度について、次の見直しが行われました。

- 1 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されました(旧措法42の12の5①)。
- 2 常時使用する従業員の数が2,000人以下である中堅企業向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度の適用要件について見直しが行われた上(措法42の12の5①)(※)、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されました(旧措法42の12の5②二)。
- 3 中小企業向けの措置は、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されたことを除き、現行制度が維持されています(旧措法42の12の5③二、措法42の12の5②)。

[上記2、3の中堅企業向け及び中小企業向けの措置の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
中堅企業向け	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+3%以上	10%	+4%以上	10%
		+4%以上	25%	+5%以上	15%
		—	—	+6%以上	25%
中小企業向け	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+1.5%以上	15%	+1.5%以上	15%
		+2.5%以上	30%	+2.5%以上	30%
上乗せ措置	教育訓練費に係る上乗せ措置(+5% or 10%)		廃止		
	子育てとの両立支援等に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)は維持				

※ 令和8年度税制改正の大綱では、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止されることが示されています。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。

4 主な中小企業税制の見直し

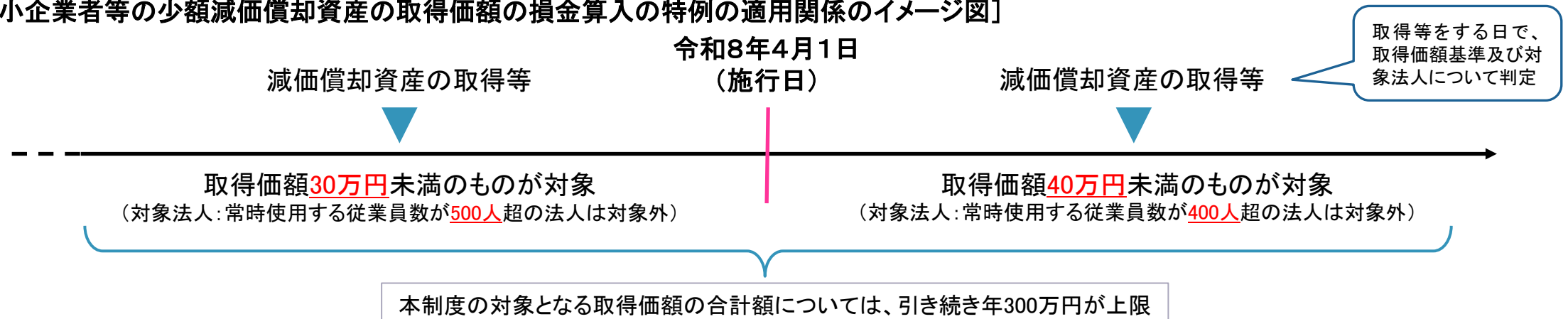
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直し

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以後に取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をする減価償却資産の取得価額基準が30万円未満のものから40万円未満のものに引き上げられ、その適用期限が3年延長されました（措法67の5①、改正法附則65）。また、同日以後に減価償却資産を取得等する場合において、本制度の対象となる法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人が除外されました（措令39の28①一、改正措令附則20）。

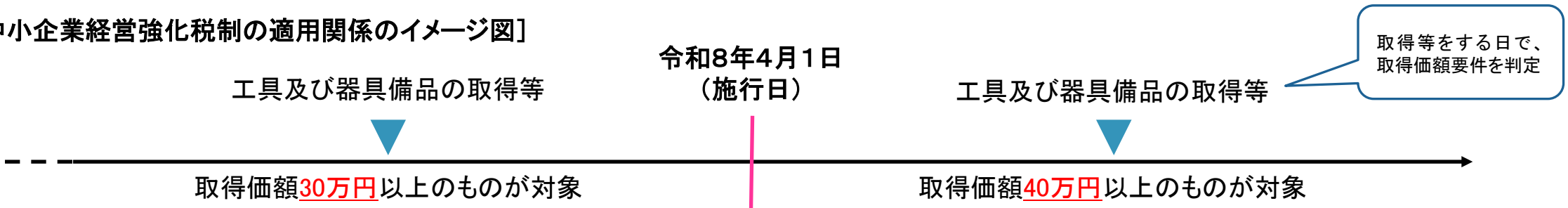
なお、本制度の対象となる取得価額の合計額については、引き続き年300万円が上限とされています（措法67の5①）。

2 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）について、令和8年4月1日以後に取得等をする工具及び器具備品の取得価額要件が30万円以上のものから40万円以上のものに引き上げられました（措令27の12の4②、改正措令附則16）。

[上記1の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用関係のイメージ図]



[上記2の中小企業経営強化税制の適用関係のイメージ図]

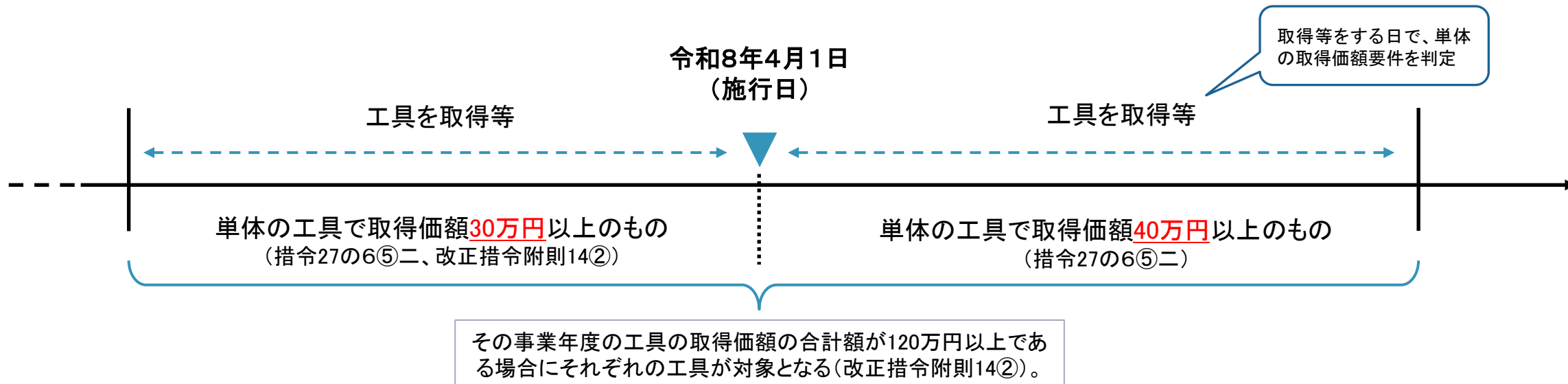


(2) 中小企業投資促進税制の見直し

本制度(措法42の6)における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件が「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件とされました(措令27の6⑤二)。

なお、上記の見直しは、令和8年4月1日以後に終了する事業年度から適用されますが、施行日である令和8年4月1日をまたぐ事業年度については、経過措置が設けられています(改正措令附則14①②)。

[令和8年4月1日(施行日)をまたぐ事業年度の適用関係のイメージ図]



5 グローバル・ミニマム課税への対応

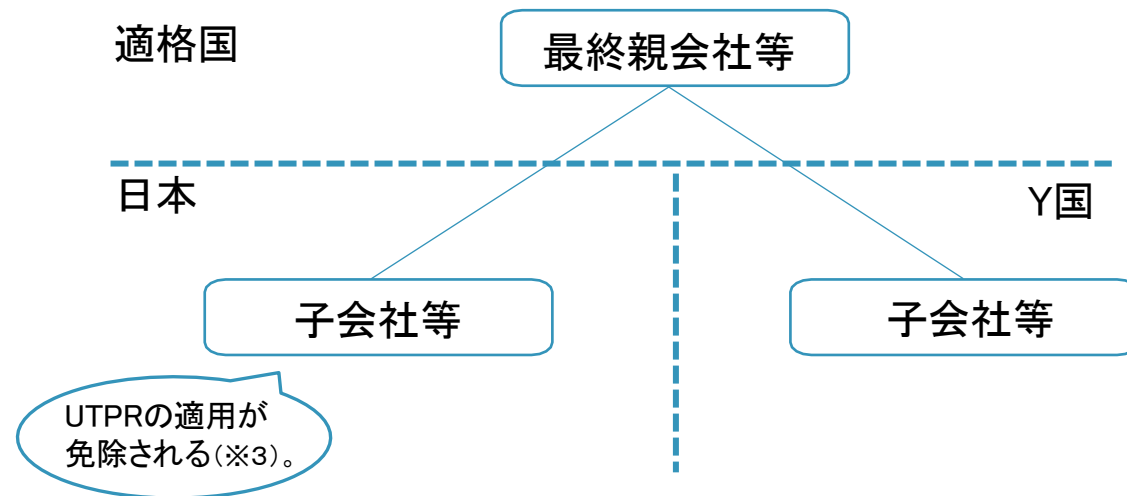
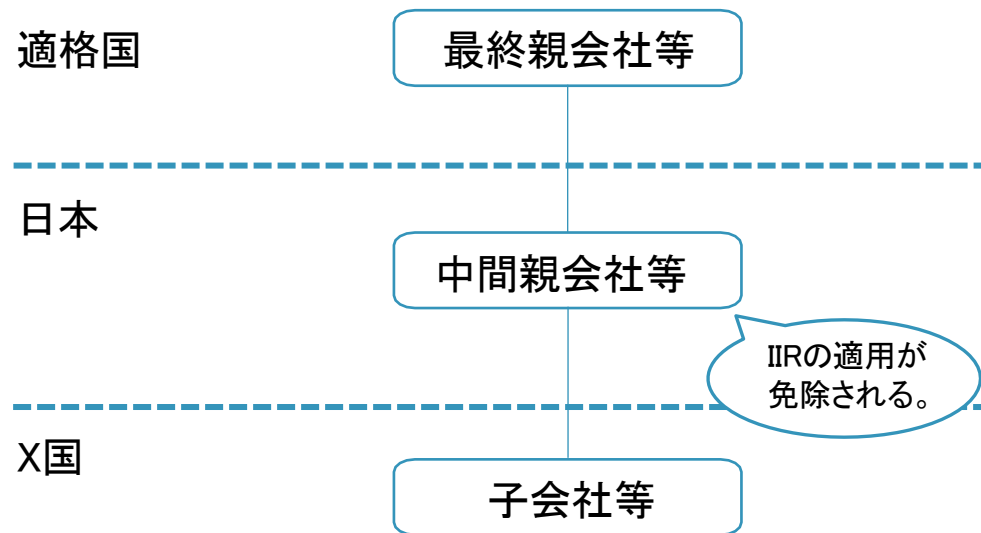
(1) 適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)の創設

グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存等について、令和7年6月以降「BEPS包摂的枠組み」において交渉が行われ、令和8年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り、次のとおり見直しが行われました。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(IIR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(適格国)(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を0とする適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の3⑦⑭)。

- 1 その国又は地域の租税に関する法令(※2)(以下「法令」といいます。)において、20%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 2 法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 3 法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等(以下「子会社等」といいます。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合等において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

[SbSセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、米国が指定されています。

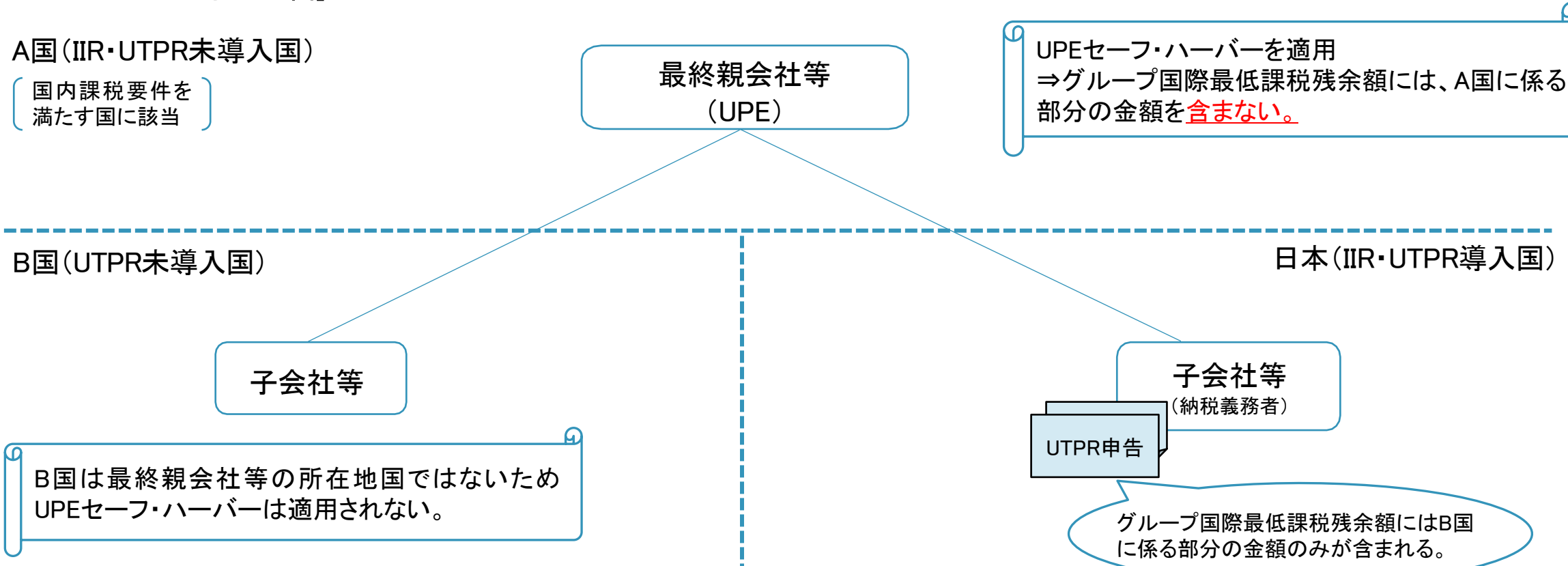
※2 令和11年1月1日前に制定されたものに限りません。

※3 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(UTPR)の計算の基礎となるグループ国際最低課税額(トップアップ税額)が0となるため、UTPR税額が生じないこととなります。

(2) 適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)の創設

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(UTPR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令(令和8年1月1日において施行されていたものに限り)において20%以上の税率により租税を課することとされていることその他の要件(国内課税要件)を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余额(※2)には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の11④)。

[UPEセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、指定されている国又は地域はありません。

※2 グループ国際最低課税額(トップアップ税額)からIIRによる課税額等を控除した残額をいいます(法82の11②)。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法人税について適用されます(改正法附則14)。

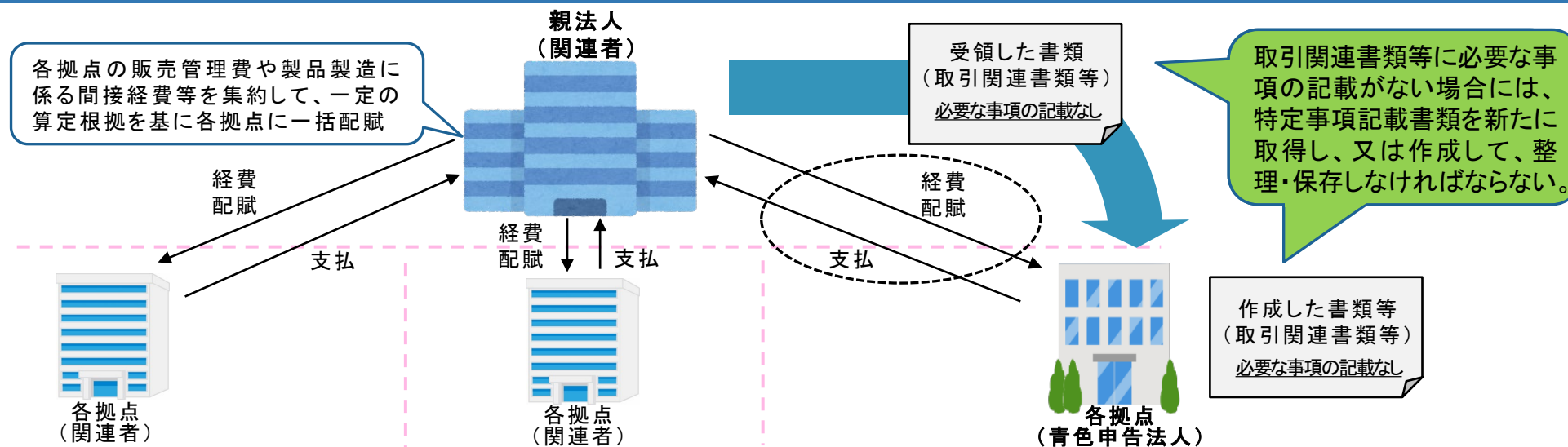
6 その他主な改正項目

(1) 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設

青色申告の承認を受けている内国法人(以下「青色申告法人」といいます。)は、その関連者(※1)との間で関連者間取引(※2)を行った場合において、その取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類(自己の作成したこれらの書類でその写しがあるものはその写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にはその電磁的記録を、それぞれ含みます。)で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの(取引関連書類等)に、その取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項(以下「特定事項」といいます。)を明らかにする書類(以下「特定事項記載書類」といいます。)をその取引を行った事業年度の申告書の提出期限までに取得し、又は作成し、その特定事項記載書類を整理し、起算日(※3)から7年間、これを納税地等に保存しなければならない特例が創設されました(法規59の2①)(※4、5)。

なお、普通法人等(内国法人である普通法人等(法150の2①)をいいます。以下同じです。)についても、同様の特例が創設されています(法規67の2①)。

[本制度のイメージ図]



※1 関連者とは、法人で、その青色申告法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等(自己株式等を除きます。)の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいいます(法規59の2③)。なお、特殊の関係については、移転価格税制における関連者の考え方と同様です。

※2 関連者間取引とは、次の(1)又は(2)の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用の額の基となるものをいいます(法規59の2①)。

(1) 関連者がその青色申告法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含みます。)

(2) 関連者がその青色申告法人に対して行う役務の提供のうち一定のもの

※3 起算日とは、作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から一定の月数を経過した日をいいますが、その日は、基本的にその青色申告法人の確定申告書の提出期限となります(法規59②)。

※4 特定事項記載書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由に該当します(法127①)。

※5 特定事項記録書類に記載すべき特定事項を電子取引により取得した場合は、その特定事項を電帳法の規定に基づいて電磁的記録として保存しなければなりません(法規59の2②、電帳法7)。

【適用時期】青色申告法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度に行う関連者間取引について適用されます(改正法規附則8①)。なお、普通法人等も同様です(改正法規附則8②)。

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業(一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)に係る特定税額控除規定の不適用措置の要件について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長され、令和11年3月31日までとされました(措法42の13⑤)。

- 1 特定税額控除規定に、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(措法42の5)(9ページ参照)(繰越税額控除制度を除きます。)が追加されました(措法42の13⑤柱書)。
- 2 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、**①**大企業のうち黒字で一定規模以上の法人は、その増加割合が2%以上(改正前:1%以上)とされ、**②**上記以外の大企業は、その増加割合が1%以上(改正前:前期の額を超えること)とされました(措法42の13⑤一)。
- 3 地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、改正前の継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件が、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とされました(措法42の13⑤柱書)。

[不適用措置に係る要件の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
不適用措置の適用を受けないための要件		①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額	①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額
①大企業(黒字で一定規模以上の法人)		対前期増加率 1%以上	当期償却費総額の40%超	対前期増加率 2%以上	当期償却費総額の40%超
②大企業(上記以外の法人)		前期の額を超えること	当期償却費総額の30%超	対前期増加率1%以上	当期償却費総額の30%超
特定税額控除規定	研究開発税制	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	重点産業技術試験研究	—		—	
	地域未来投資促進税制	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれかに該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれかに該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	

(参考1) 地域未来投資促進税制(措法42の11の2②)及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の6②)に係る不適用措置の要件は、特定生産性向上設備等投資促進税制と同様です(7ページ参照)。

(参考2) 戦略分野国内生産促進税制(措法42の12の6③⑥)を適用しないこととする措置についても、上記2①(法人規模による限定はありません。)及び3と同様の見直しが行われています(措法42の12の6④)。

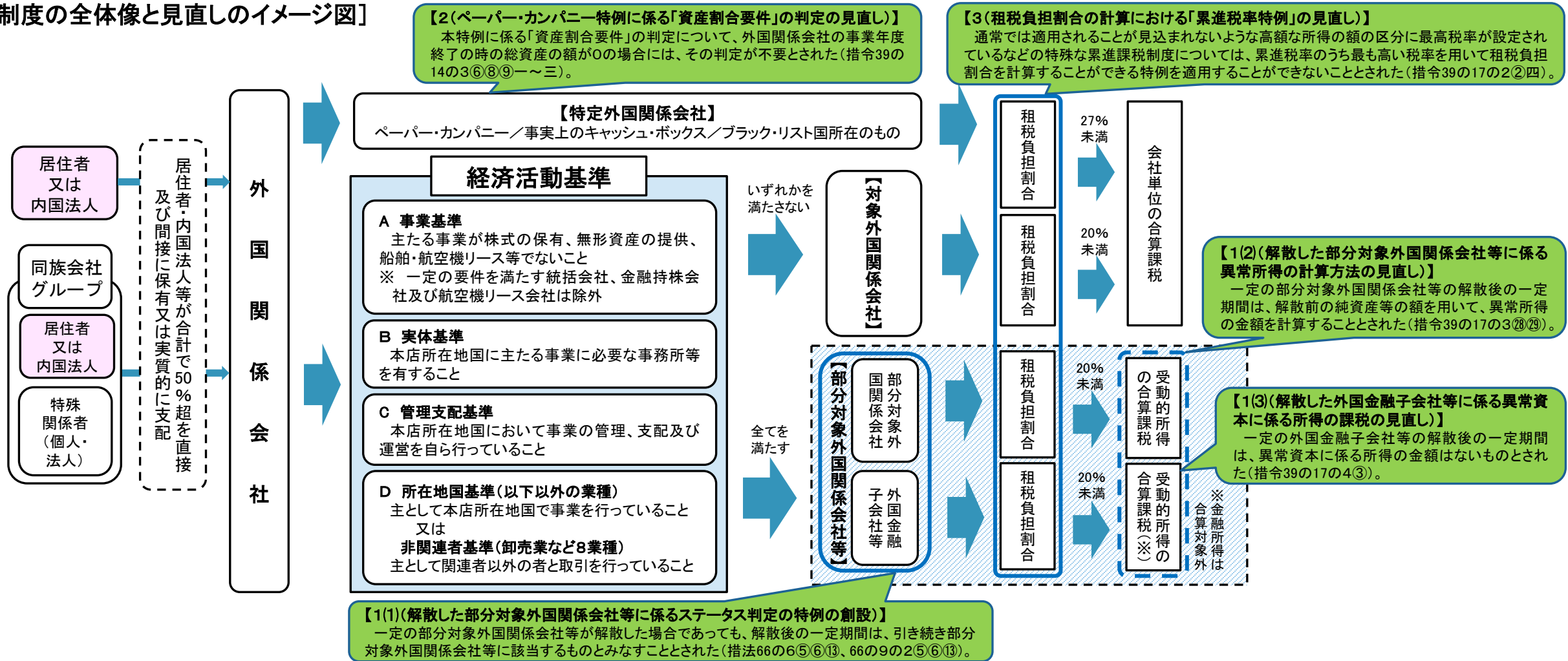
【適用時期等】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。なお、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度に係る追加は産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)(9ページ参照)。

(3) 外国子会社合算制度の見直し(制度全体像における見直しの位置づけ)

本制度について、次の見直しが行われました(措法66の6、66の9の2)。

- 1 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例が創設されました(旧清算特例については、新清算特例に改組)。
- 2 ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、一定の場合にその判定が不要とされました。
- 3 税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合の計算ができる特例について、一定の場合にその適用ができないこととされました。

[本制度の全体像と見直しのイメージ図]



消費税法改正のお知らせ

令和8年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。

主な改正項目

- I インボイス制度に係る経過措置の見直し
- II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し
 - 1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し
 - 2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し
- III 現金取引等における輸出免税要件の見直し
- IV 暗号資産等に関する課税関係の見直し
- V 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

I インボイス制度に係る経過措置の見直し

インボイス制度に係る経過措置について、以下の2点が見直されました。

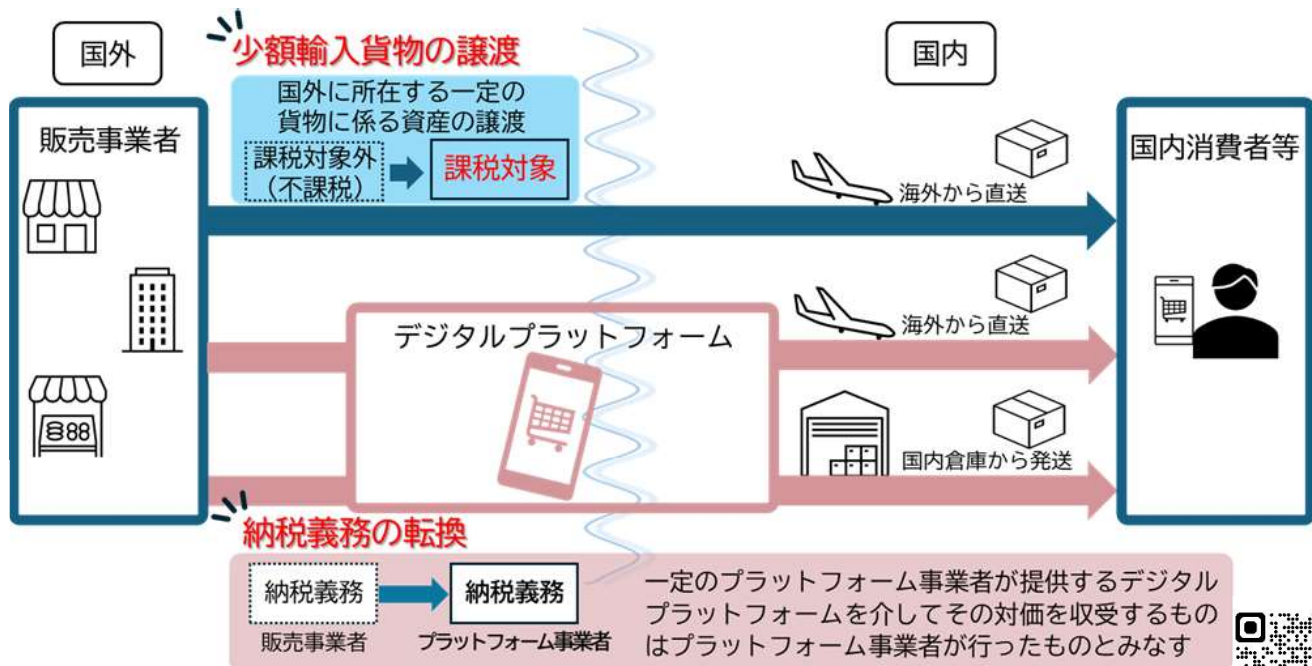
- 1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の改正（3割特例）
- 2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正（7・5・3割控除）

この改正内容について詳しくは、[インボイス制度特設サイト「令和8年度税制改正特集」](#)をご覧ください。



II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し

通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、課税関係の見直しが行われました。



この改正内容について詳しくは、「[国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について](#)」をご覧ください。



【適用開始時期】

令和10年4月1日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。

1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(1) 課税対象の見直し

事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下の資産の譲渡（「特定少額資産の譲渡」といいます。）は、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となりました。

特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかに関係なく、当該特定少額資産の譲渡について消費税の申告・納税を行う必要があります（消費税の免税事業者を除きます。）。なお、特定少額資産の譲渡であっても、第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行うもので、その対価を第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととなります。

第二種プラットフォーム事業者については、「2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し」をご覧ください。

■ 輸入時の課税関係

保税地域から引き取る際の課税貨物の額が1万円以下である場合、原則としてその引取り時の消費税は免除され、1万円を超えることとなった場合には、その引取り時に消費税が課されることに変更はありません。ただし、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、税務署長の登録を受けた事業者（次の(2)を参照）が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、その引取り時の消費税が免除されることとなります。

(2) 特定少額資産販売事業者の登録制度の創設

特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができます。登録を受けるか否かは事業者の任意であり、登録を受けようとする事業者は、「特定少額資産販売事業者の登録申請書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

■ 特定少額資産販売事業者の登録申請書は令和9年10月1日から提出することができます。

この登録を受けた事業者を「特定少額資産販売事業者」といい、以下の事項が国税庁ホームページにおいて公表されます。

■ 国税庁ホームページに公表される主な事項

- ・ 特定少額資産販売事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・ 特定少額資産販売事業者の登録年月日
- ・ 特定少額資産販売事業者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地

<登録する事業者の要件>

特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする事業者は、消費税の課税事業者である必要があります。（※登録を受けた事業者は、その登録を取り消さない限り、消費税の免税事業者となることはできません。）

<登録の効果>

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、その課税貨物が特定少額資産販売事業者の行う特定少額資産の譲渡に係るものに該当するものであり、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）等に以下の事項を付記することにより証明されたものである場合は、その引取りに係る消費税が免除されます。

■ 輸入申告書等に付記する事項

- ・ 課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

<登録を受けた事業者の義務>

特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含みます。）に以下の事項を記載又は記録し、その特定少額資産を輸入しようとする者又は輸入申告を代理する通関業者に対して通知する必要があります。

■ 通知しなければならない事項

- ・ 特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 当該資産が特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し

オンラインモールなどのデジタルプラットフォームを提供している事業者で、以下の指定要件を満たす事業者として、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を「**第二種プラットフォーム事業者**」といいます。

第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う次の①及び②の資産の譲渡で、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、**当該第二種プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなして、消費税の申告・納税を行うこととされました。**

■ 第二種プラットフォーム事業者の指定要件

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①と②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が**50億円を超えること**

- ① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随する資産の譲渡等を含みます）
- ② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

<第二種プラットフォーム事業者の届出義務と指定・公表>

指定要件を満たす事業者は、その課税期間の確定申告書の提出期限までに「**プラットフォーム事業者の指定届出書**」を、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります。

■ 制度開始時における届出及び指定について

第二種プラットフォーム事業者の指定要件を満たすかどうかは、令和9年1月1日から3月31日までの期間における上記指定要件①と②の資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて1年換算した金額が50億円を超えているかどうかにより判定し、**令和9年6月30日までにプラットフォーム事業者の指定届出書を提出する必要があります。**

この場合、**令和10年4月1日にその指定の効力が生じます。**

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、第二種プラットフォーム事業者に対して指定した旨を書面で通知するとともに、以下の事項を国税庁ホームページに公表します。

■ 国税庁ホームページに公表される主な事項

- ・ 第二種プラットフォーム事業者に係る**デジタルプラットフォームの名称**
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の**氏名又は名称**
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の**指定の効力が生ずる年月日**

<第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合>

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた事業者は、当該第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税が適用される旨及びその指定の効力が生ずる年月日を通知する必要があります。

第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が消費税の申告・納税を行うこととなりますので、当該資産の譲渡を行う事業者において消費税の申告・納税は不要です。

第二種プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、第二種プラットフォーム事業者に**適格請求書（インボイス）の交付義務が生じます。**

Ⅲ 現金取引等における輸出免税要件の見直し

事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものについては、現行の輸出免税の適用要件となっている輸出許可書等の保存に加えて、輸出の仕向国における輸入許可書に相当する書類（その電磁的記録を含みます。）を保存しなければならないこととされました。

※ 例えば、銀行振込や荷為替手形による決済などは、支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものには該当しません。

【適用開始時期】 **令和8年10月1日以後**に行われる資産の譲渡又は貸付けについて適用されます。

Ⅳ 暗号資産等に関する課税関係の見直し

暗号資産の譲渡及び貸付け並びに電子決済手段の貸付けについて、以下のとおり課税関係の見直しが行われます。

改正内容	改正前	改正後
暗号資産及び電子決済手段の貸付け	課税	非課税
暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算	算入しない	譲渡の対価の額の5%を算入

【適用開始時期】 消費税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第96号）において定める日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

Ⅴ 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

事業者が非居住者から依頼を受けて、当該非居住者の国内に所有する不動産を売却した際に受け取る仲介手数料等については、輸出免税の対象とされていましたが、非居住者に対して行う国内に所在する不動産等の売買、交換又は貸借の代理又は媒介といった役務の提供等については、その役務の提供等を受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象（輸出免税の対象外）とされました。

【適用開始時期】 **令和8年10月1日以後**に行われる資産の譲渡等について適用されます。

【経過措置】 **令和8年3月31日**までに締結された契約に基づき事業者が行う資産の譲渡等については、改正前の消費税法が適用されるため、輸出免税の対象となります。

○ 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に
- 2 8割控除は7・5・3割控除に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (3割特例)

◆ 3割特例の創設 **個人事業者**

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされました。(3割特例)

- ※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。
- ※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。
- ※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し **個人事業者** **法人**

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

- ※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

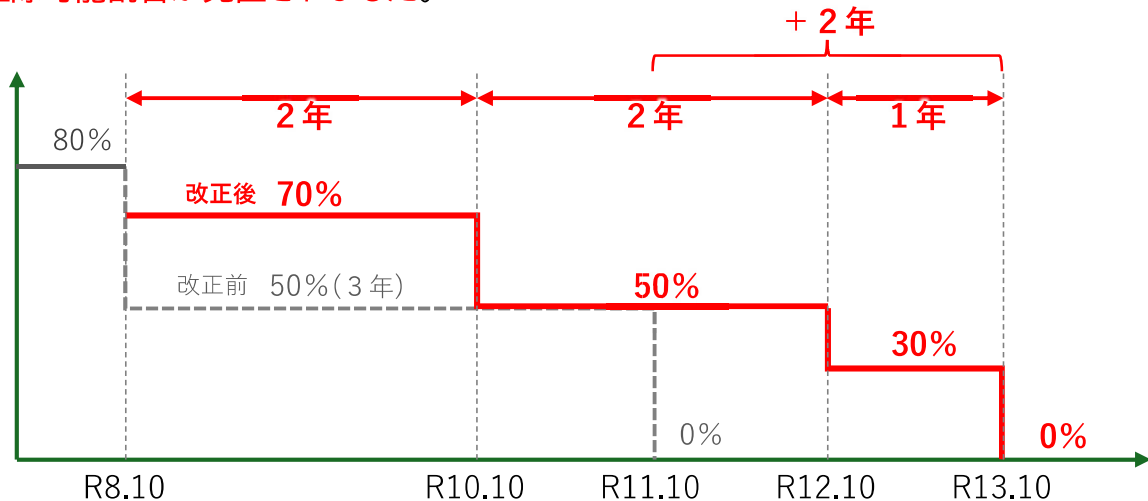
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

2

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直されました**。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**(改正前:10億円)**を超える場合**には、その超えた部分の課税仕入れについて、**本経過措置の適用を認めないこと**とされました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

◆ その他の改正

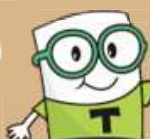
◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける**特定金属くず**について、一定の事項が記載された**帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えること**とされました。

※ 上記の改正は、金属盗対策法の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



源泉所得税関係

源泉所得税の改正のあらまし

令和8年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和8年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
(注) このパンフレットは、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

※ 令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額(注3)〕	基礎控除額(改正された範囲)			
	改正後(注1)		改正前(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円(注2)	99万円(注2)	95万円(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円	58万円		

- (注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円(注1)	その収入金額×30%+8万円	65万円
190万円超 220万円以下		(69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%+8万円

- (注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。
2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和8年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和8年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記(1)の引上げ後の基礎控除額及び上記(2)の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記(3)の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

(参考) 改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記(2)及び(3)の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			
	90万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
62万円超 85万円以下 (136万円超 159万円以下)	38万円	26万円	13万円	63万円
85万円超 90万円以下 (159万円超 164万円以下)				61万円
90万円超 95万円以下 (164万円超 169万円以下)				51万円
95万円超 100万円以下 (169万円超 174万円以下)	36万円	24万円	12万円	41万円
100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	11万円	31万円
105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	9万円	21万円
110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (194万円超 197万円以下)	11万円	8万円	4万円	3万円
123万円超 125万円以下 (197万円超 199万円以下)				
125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	1万円	

(注) 上記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ 基礎控除額の引上げに伴い、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (145,000円未満となる場合は、145,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (105,000円未満となる場合は、105,000円)

ロ 基礎控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	214万円 (2階部分のみの場合には137万円)	209万円 (2階部分のみの場合には132万円)
65歳未満	164万円	159万円

【令和8年の公的年金等の源泉徴収事務における留意事項】

令和8年11月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務において、その支払者は、令和8年12月の年金支払時に、上記イの表の令和9年分の欄の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります(この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。)

なお、公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、上記(3)の改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(注) 令和8年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

(5) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

令和10年分以後の所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額については、2年ごとに、直前の見直し後のこれらの額に、見直し後2年間における全国消費者物価指数の変化率を乗じた額を基準として見直しを行うことを基本とするものとされました。

2 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、①通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

この改正により、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区 分	課税されない金額	
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	
	片道2km未満	(全額課税)
	片道2km以上 10km未満	4,200円
	片道10km以上 15km未満	7,300円
	片道15km以上 25km未満	13,500円
	片道25km以上 35km未満	19,700円
	片道35km以上 45km未満	25,900円
	片道45km以上 55km未満	32,300円
	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
片道75km以上 85km未満	52,700円	
片道85km以上 95km未満	59,600円	
片道95km以上	66,400円	38,700円
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額 (最高限度 150,000円)	—

(注) 1 「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

2 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」とは、駐車場等の料金が月単位で定められている場合には、その料金の額（1月を超える期間で1月の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額）をいい、駐車場等の料金が年単位で定められている場合には、その料金の額を12（1年を超える期間で1年の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、12にその整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額をいいます（その他、駐車場等の料金が利用の都度負担するものとして定められている場合等の「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」の計算については、「[通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A](#)」をご確認ください。）。

3 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。
これらの改正は、**令和8年4月1日以後**に支給する食事等について適用されます。

- (1) 使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額7,500円（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。
- (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が、650円以下（改正前：300円以下）に引き上げられました。

4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）5年延長されました。

(注) 年末調整においては、税務署から給与所得者本人に交付された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された借入限度額や控除率等に基づき住宅借入金等特別控除額の計算を行いますので、具体的な借入限度額や控除率等については、年末調整の際に給与所得者から提出される「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」をご確認ください。

5 外国組合員に対する課税の特例について、次の措置が講じられました。

これらの改正は、非居住者が**令和8年4月1日以後**に有することとなるその非居住者に係る国内源泉所得又は外国法人が同日以後に支払を受けるべきその外国法人に係る国内源泉所得について適用されます。

- (1) 本特例の適用要件について、次の見直しが行われました。
 - イ 投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合契約において、投資組合に有限責任組合員等から構成される一定の合議体を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組合員のその投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が50%未満であることとされました。
 - ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲が、利益相反取引の承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とされました。
 - ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件が廃止されました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

6 ひとり親控除について、次の措置が講じられました。

(1)の改正は**令和9年分以後**の所得税について、(2)の改正は**令和9年1月1日以後**に支払うべき公的年金等について適用されます。

- (1) 控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算におけるひとり親に該当する場合の人的控除額が32,500円（改正前：30,000円）に引き上げられました。

7 防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、**令和9年1月1日以後**に生ずる所得に対する所得税について適用されます。
詳しくは8ページをご確認ください。

8 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、つみたて投資枠の対象年齢の下限が撤廃されました（令和9年1月1日施行）。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有 限度額	600万円	自動的に 移行	1,800万円 1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限り〕	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 ・一定の要件の下、12歳以降は払出しが可（注1・2）	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	・制限なし

(注) 1 その年の3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座^(※)内の金銭等を非課税口座における投資に用いる場合の払出し及び次の一定の払出しを除き、払出しが制限されています。

(1) その年の3月31日において12歳である年（特定基準年）の前年以前の各年
災害等のやむを得ない事由（その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り。）に基因した全ての資産の払出し及び上場廃止事由による払出し

(2) 特定基準年以後の各年
上記(1)の払出しに加え、払出しの基因となる事由（口座開設者（子ども）の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限り。）などを記載した書類を金融機関に提出した場合の払出し

(※) 「特定課税未成年者口座」とは、公募等株式投資信託の配当等や公募等株式投資信託の受益権の譲渡対価の金銭等を管理するために、18歳未満である人が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（その金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含みます。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいいます。

2 基準年の前年12月31日までに、上記（注）1の払出制限に反する払出しをした場合等には、その払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の(1)及び(2)の金額に対してそれぞれ15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収されます。

(1) 次に掲げる金額の合計額から、非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額

イ その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間に、その非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額及び他の口座に払出しがされた公募等株式投資信託の受益権の価額（その払出し時の時価）の合計額

ロ その払出しがあった日においてその非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額

(2) その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

9 その他の改正事項

(1) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置の適用期限が令和11年3月31日（改正前：令和8年3月31日）まで延長されました。

(2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例（7ページ2参照）の適用期限が令和9年分（改正前：令和8年分）まで延長されました。

(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例の適用対象外となる内国法人の範囲及び割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を追加する等の措置が講じられました（適用開始日：令和8年4月1日）。

(4) 勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程を履修するものが加えられるとともに、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうち、その1年の授業時間数が800時間以上であること等の要件が、その年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に見直されました（令和8年分以後の所得税について適用）。

令和7年度の税制改正により、令和8年以後適用されるもの

1 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

- (1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限り）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

- (2) **令和8年1月1日以後**に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、**令和8年1月1日以後**に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

2 生命保険料控除について、次の見直しが行われました。

この改正は、**令和8年分の所得税について適用されます（令和8年度の税制改正により、この適用期限は令和9年分まで延長されました。）**。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

* 年末調整の電子化のご案内 *

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



* キャッシュレス納付のご案内 *

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Tax を利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm



※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>



防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(令和9年1月以後の源泉徴収)

令和8年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合又は所得税が免除される場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。また、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減される場合又は所得税が非課税とされる場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額のそれぞれ1%及び1.1%（合計2.1%）相当額とされており、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税を徴収する際に、併せて徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することとなります。

(注) 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については、次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率 (%) ^(※) = 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額 ^(注)

(注) 算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) × 102.1%)	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10%の場合）

888,888円 × 10.21% = 90,755.4648円（1円未満切捨て） ⇒ 90,755円
(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

2 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、令和9年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 令和9年分の源泉徴収税額表は、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載する予定です。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額（年調所得税額 × 102.1%）で行います。

通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ & A

令和8年4月
国 税 庁

このQ & Aは、令和8年度税制改正による通勤手当の非課税限度額の改正に関する一般的な質問を取りまとめたものです。

(注) このQ & Aは、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

《目次》

【1 改正の概要】	2
Q 1-1 令和8年度税制改正による通勤手当の非課税限度額の改正について、改正の概要を教えてください。	2
Q 1-2 改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。	3
【2 非課税の対象となる駐車場等の範囲】	3
Q 2-1 駐車場等の料金相当額の通勤手当が非課税となる「一定の要件を満たす駐車場等」とは、どのようなものをいうのですか。	3
Q 2-2 自転車やバイクの駐輪場も「駐車場等」に含まれますか。	3
Q 2-3 通勤のために複数の駐車場等を利用している場合には、利用する駐車場等の料金の合計額に相当する金額の通勤手当が非課税となりますか。	3
Q 2-4 自宅付近の駐車場等を利用している場合のその駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりますか。	4
【3 駐車場等の利用がある場合の非課税限度額の計算】	4
Q 3-1 自動車等の交通用具の使用と「一定の要件を満たす駐車場等」の料金の負担を常例とする人に対して支給する通勤手当の非課税限度額はどのように計算すればよいですか。	4
Q 3-2 電車等の交通機関の利用と、自動車等の交通用具の使用と、「一定の要件を満たす駐車場等」の料金の負担とを常例とする人に対して支給する通勤手当の非課税限度額はどのように計算すればよいですか。	5
Q 3-3 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」は、どのような金額となりますか。	6
Q 3-4 通勤距離が片道2km未満である人が駐車場等の料金を負担することを常例としている場合には、駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりますか。	7
【4 その他】	7
Q 4-1 駐車場等の料金相当額の通勤手当を非課税として支給するに当たり、従業員から駐車場等の料金が記載された契約書や領収書等の書類の提示等を受ける必要がありますか。	7
Q 4-2 当社では、従業員が選んだ会社付近の駐車場を従業員に代わって契約し、毎月6,000円の駐車場代を負担しています。この場合の当社が負担した駐車場代は通勤手当として非課税となりますか（このほか、通勤距離（片道50km）に応じた通勤手当として32,300円の支給があります）。	8

【1 改正の概要】

Q 1-1 令和8年度税制改正による通勤手当の非課税限度額の改正について、改正の概要を教えてください。

A 令和8年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、次の改正が行われました。

- ・ 通勤距離が片道 65 km以上の人の非課税限度額が引き上げられました。
- ・ 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とすることとされました。

改正後の1か月当たりの非課税限度額は次のとおりです。

《改正後の1か月当たりの非課税限度額》

区 分		課税されない金額	
		改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道 2 km未満	(全額課税)	同 左
	片道 2 km以上 10km未満	4,200 円	同 左
	片道10km以上 15km未満	7,300 円	同 左
	片道15km以上 25km未満	13,500 円	同 左
	片道25km以上 35km未満	19,700 円	同 左
	片道35km以上 45km未満	25,900 円	同 左
	片道45km以上 55km未満	32,300 円	同 左
	片道55km以上 65km未満	38,700 円	38,700 円
	片道65km以上 75km未満	45,700 円	
片道75km以上 85km未満	52,700 円		
片道85km以上 95km未満	59,600 円		
	片道95km以上	66,400 円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2 km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当		②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額 (最高限度 150,000 円)	—

Q 1-2 改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。

A 改正後の通勤手当の非課税限度額は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について、適用されます。

なお、「令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和8年4月1日以後のものをいいます。

イ 契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

ロ 給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

(※) 上記ロに掲げる日が令和8年4月1日以後であっても、同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものについては、改正後の非課税限度額は適用されません。

【2 非課税の対象となる駐車場等の範囲】

Q 2-1 駐車場等の料金相当額の通勤手当が非課税となる「一定の要件を満たす駐車場等」とは、どのようなものをいうのですか。

A 駐車場等の料金相当額(上限5,000円)の通勤手当が非課税となる「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

(※) 上記の「その他の施設」とは、例えば、フェリー乗り場や空港などの交通機関の施設をいいます。

Q 2-2 自転車やバイクの駐輪場も「駐車場等」に含まれますか。

A 駐車場等の料金相当額(上限5,000円)の通勤手当が非課税となる「一定の要件を満たす駐車場等」の「駐車場等」には、通勤のために使用する自転車やバイクの駐輪場も含まれます。

Q 2-3 通勤のために複数の駐車場等を利用している場合には、利用する駐車場等の料金の合計額に相当する金額の通勤手当が非課税となりますか。

A 通勤のため自動車などの交通用具を使用することを常例とする人が、その通勤のために複数の駐車場等の料金を負担することを常例としている場合は、それらの駐車場等が「一定の要件を満たす駐車場等」(Q 2-1参照)に該当するときは、利用する駐車場等の料金の合計額に相当する金額(上限5,000円)の通勤手当が非課税となります。

Q 2-4 自宅付近の駐車場等を利用している場合のその駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりますか。

A 駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）の通勤手当が非課税となる「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいい（Q 2-1 参照）、自宅付近の駐車場等はこれに該当しませんので、自宅付近の駐車場等を利用している場合のその駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりません。

【3 駐車場等の利用がある場合の非課税限度額の計算】

Q 3-1 自動車等の交通用具の使用と「一定の要件を満たす駐車場等」の料金の負担を常例とする人に対して支給する通勤手当の非課税限度額はどのように計算すればよいですか。

A 自動車等の交通用具を使用することを常例とする人で、「一定の要件を満たす駐車場等」（Q 2-1 参照）の料金を負担することを常例とする人（通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当の非課税限度額は、①通勤距離の区分に応じた非課税限度額（Q 1-1 の表②参照）と、②1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）の合計額（③）となります。

具体的なケースにおける非課税限度額の計算については、以下のケース A からケース D までを参考にしてください。

（ケース A）

片道通勤距離が 50 km で、駐車場等（1 か月当たりの料金 8,000 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当 32,300 円と駐車場等の料金相当額の通勤手当 8,000 円の合計 40,300 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
 - ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000 円（1 か月当たりの料金 8,000 円が 5,000 円を超えるため、5,000 円）
 - ③ 非課税限度額：37,300 円（32,300 円+5,000 円）
- ⇒ 支給額 40,300 円は非課税限度額 37,300 円を超過するため、超過した部分の 3,000 円が課税となります。

（ケース B）

片道通勤距離が 50 km で、駐車場等（1 か月当たりの料金 8,000 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当 28,000 円と駐車場等の料金相当額の通勤手当 8,000 円の合計 36,000 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
 - ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000 円（1 か月当たりの料金 8,000 円が 5,000 円を超えるため、5,000 円）
 - ③ 非課税限度額：37,300 円（32,300 円+5,000 円）
- ⇒ 支給額 36,000 円は非課税限度額 37,300 円を下回るため、支給する通勤手当の全額が非課税となります。

(ケースC)

片道通勤距離が 50 kmで、駐車場等（1 か月当たりの料金 4,400 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当 33,000 円と駐車場等の料金相当額の通勤手当 4,400 円の合計 37,400 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：4,400 円
- ③ 非課税限度額：36,700 円（32,300 円+4,400 円）

⇒ 支給額 37,400 円は非課税限度額 36,700 円を超過するため、超過した部分の 700 円が課税となります。

(ケースD)

片道通勤距離が 50 kmで、駐車場等（1 か月当たりの料金 4,400 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当と駐車場等の料金相当額の通勤手当を区分せずに通勤手当として 35,000 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：4,400 円
- ③ 非課税限度額：36,700 円（32,300 円+4,400 円）

⇒ 支給額 35,000 円は非課税限度額 36,700 円を下回るため、支給する通勤手当の全額が非課税となります。

Q 3-2 電車等の交通機関の利用と、自動車等の交通用具の使用と、「一定の要件を満たす駐車場等」の料金の負担とを常例とする人に対して支給する通勤手当の非課税限度額はどのように計算すればよいですか。

A 電車等の交通機関を利用するほか、自動車等の交通用具を使用することを常例とする人で、「一定の要件を満たす駐車場等」の料金を負担することを常例とする人（交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当の非課税限度額は、① 1 か月当たりの合理的な運賃等の額と、②通勤距離の区分に応じた非課税限度額（Q 1-1 の表②参照）と、③ 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）の合計額（上限 150,000 円）（④）となります。

具体的なケースにおける非課税限度額の計算については、以下のケースEを参考にしてください。

(ケースE)

電車（1 か月当たりの定期代 115,000 円）、自動車（片道通勤距離 50 km）及び駐車場等（1 か月当たりの料金 4,000 円）を利用している従業員に対して、定期代 115,000 円、通勤距離に応じた通勤手当 32,300 円及び駐車場等の料金相当額 4,000 円の合計 151,300 円を支給している場合の非課税限度額

- ① 1 か月当たりの合理的な運賃等の額：115,000 円
- ② 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ③ 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：4,000 円
- ④ 非課税限度額：150,000 円（①から③までの合計額 151,300 円が 150,000 円を超えるため、150,000 円）

⇒ 支給額 151,300 円は非課税限度額 150,000 円を超過するため、超過した部分の 1,300 円が課税となります。

Q 3-3 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」は、どのような金額となりますか。

A 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次の金額（2以上の駐車場等を利用する場合は、それぞれの駐車場等の料金に係る次の金額の合計額）となります。

なお、駐車場等の料金に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合には、その消費税及び地方消費税の額を含めた金額となります。

(1) 駐車場等の料金が月単位で定められている場合

その料金の額（1月を超える期間で1月の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額）

(例) 料金が3か月で24,000円と定められている場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：8,000円（24,000円／3か月）

(2) 駐車場等の料金が年単位で定められている場合

その料金の額を12（1年を超える期間で1年の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、12にその整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額

(例1) 料金が1年で79,200円と定められている場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：6,600円（79,200円／12か月）

(例2) 料金が2年で168,960円と定められている場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：7,040円（168,960円／12か月×2年）

(3) 駐車場等の料金が利用の都度負担するものとして定められている場合

次のいずれかの金額

イ その人が通勤のための利用の都度負担した料金の額の1か月間の合計額

(例1) 1か月間に実際にコインパーキングで支払った料金の合計額が8,000円である場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：8,000円

ロ 通勤のための利用1回に負担すべき料金の額に、1か月当たりのその人が通勤のためにその駐車場等を利用した回数に乗じて計算した金額

(例2) 11枚綴りの回数券1,200円（1回利用の場合は120円）により駐輪場を利用し、1か月の出勤日数が20日である場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額

：2,182円（1,200円／11枚×20日）（1円未満端数切上げ）

ハ イ・ロのほか、その人が通勤のための利用の都度負担する料金の額の1か月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額

(例3) 1時間200円のコインパーキングを利用する場合で、その人の平均的な勤務時間を考慮した平均的なコインパーキングの利用時間が8時間であり、1か月の出勤日数が20日である場合

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：32,000円（200円×8時間×20日）

(※) 上記の例については、「料金の額の1か月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額」の一例ですので、上記の方法以外でも、合理的な方法により料金の額の1か月間の合計額を算出している場合には、その額を「1か月当たりの駐車場等の料

金相当額」として差し支えありません（例えば、上記口の例2のケースにおいて、非課税限度額の計算の簡素化のために、2,400円（120円×20日）を「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」としても差し支えありません。）。

(4) 上記(1)から(3)までの場合以外の場合

年間料金相当額（その駐車場等の料金の額に365を乗じてこれをその料金の算定の基礎となった期間に相当する日数で除して計算した金額その他の合理的な方法により計算した金額）を12で除して計算した金額

（例）料金が7日で5,880円と定められている場合

年間料金相当額：306,600円（5,880円×365日／7日）

1か月当たりの駐車場等の料金相当額：25,550円（306,600円／12か月）

（※）上記の例については、「年間料金相当額」の計算方法の一例ですので、上記の方法以外でも、合理的な方法により「年間料金相当額」を算出している場合には、その額を「年間料金相当額」として差し支えありません。

Q3-4 通勤距離が片道2km未満である人が駐車場等の料金を負担することを常例としている場合には、駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりますか。

A 駐車場等の料金相当額（上限5,000円）の通勤手当が非課税となる人からは、その通勤の距離が2km未満である人は除かれていますので、通勤距離が片道2km未満である人が駐車場等の料金を負担することを常例とする場合であっても、その駐車場等の料金相当額の通勤手当は非課税となりません。

【4 その他】

Q4-1 駐車場等の料金相当額の通勤手当を非課税として支給するに当たり、従業員から駐車場等の料金が記載された契約書や領収書等の書類の提示等を受ける必要がありますか。

A 駐車場等の料金相当額の通勤手当を非課税として支給するに当たり、従業員の方から駐車場等の料金が記載された契約書や領収書等の書類の提示等を受ける法令上の義務はありませんが、従業員の方が駐車場等の料金の負担を常例としている場合の通勤手当の非課税限度額の計算に当たっては、「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」を算出する必要がありますので、従業員の方から「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」の算出に当たり必要な金額が確認できる書類の提示等を受けるなどして、その金額を確認する必要があります。

（※）上記の確認について、通勤手当の支給の都度行う必要はありませんが、駐車場等の料金に変更があった場合には、従業員の方から申出を受けて、「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」の算出に当たり必要な金額を確認する必要があります（「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」が既に5,000円を超えている場合であって、利用する駐車場等の料金の値上げがあった場合などは、あえて、非課税限度額の計算のために従業員の方から申出を受ける必要はありません。）。

Q 4-2 当社では、従業員が選んだ会社付近の駐車場を従業員に代わって契約し、毎月 6,000 円の駐車場代を負担しています。この場合の当社が負担した駐車場代は通勤手当として非課税となりますか（このほか、通勤距離（片道 50km）に応じた通勤手当として 32,300 円の支給があります。）。

A ご質問の駐車場代の負担については、実態として、従業員に対して駐車場代相当額の通勤手当を支給しているものと変わりありませんので、駐車場代として負担した 6,000 円について、駐車場等の料金相当額の通勤手当を支給したものとして通勤手当の非課税限度額の計算を行うこととなります。

ご質問の場合は、駐車場代の負担分も含めた通勤手当の支給額は 38,300 円（32,300 円+6,000 円）であり、通勤手当の非課税限度額は 37,300 円（※）となりますので、超過した部分の 1,000 円が課税となります。

- （※）
- 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
 - 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000 円（1 か月当たりの料金 6,000 円が 5,000 円を超えるため、5,000 円）
 - 非課税限度額：37,300 円（32,300 円+5,000 円）